

目 次

第 1 号 9月12日(金曜日)

平成26年第3回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提案理由の説明	4
請願・陳情	10
休会の件	10
散会	10

第 2 号 9月18日(木曜日)

平成26年第3回下郷町議会定例会会議録(第2号)	13
議事日程第2号	14
開議	15
一般質問	15
猪股謙喜君	15
星 輝夫君	21
室井亜男君	25
請願・陳情	34
散会	36

第 3 号 9月19日(金曜日)

平成26年第3回下郷町議会定例会会議録(第3号)	37
議事日程第3号	38
開議	39
報告第 5号 平成25年度下郷町健全化判断比率等について	39
議案第57号 平成25年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	43
議案第58号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について	54
議案第59号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の設定について	59
議案第60号 平成26年度下郷町一般会計補正予算(第2号)	68
議案第61号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	68
議案第62号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	68
議案第63号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)	68

議案第64号	平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	68
議案第65号	平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	68
議員提出議案第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	78
議員提出議案第5号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出について	79
閉会		79

平成26年第3回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成26年9月12日			
本会議の会期	平成26年9月12日から9月19日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成26年9月12日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	散会	平成26年9月12日	午前10時39分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	5番 佐藤盛雄
	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男	9番 山田武
	10番 星輝夫	12番 佐藤一美		
欠席議員	4番 星嘉明	11番 小玉智和		
会議録署名議員	8番 室井亜男	9番 山田武		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 星 敏恵	参事兼税務課長 室井孝宏
	町民課長 星 昌彦	健康福祉課長 渡部善一	産業課長 佐藤壽一	建設課長 室井一弘
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会委員長 白石光史	教育長 大竹康隆	教育次長 五十嵐正俊
	代表監査委員 渡部正晴	農業委員会事務局長 湯田真澄		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹義則	書記 室井哲		
	書記 大竹浩二			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年第3回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成26年9月12日（金）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

8番 室井 亜 男

9番 山田 武

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

（産業厚生常任委員会）

請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願

陳情第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情

日程第 5

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本年6月16日付で副町長に就任されました玉川一郎君が説明員として出席しておりますので、ご承知おき願います。

ここで玉川一郎君から就任のご挨拶を求めます。

副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） おはようございます。本日、下郷町議会第3回定例会開会冒頭、貴重な時間をいただきまして、私から副町長就任に当たり一言ご挨拶をさせていただきます。

さきの下郷町議会第2回定例会において、議員の皆様方のご同意をいただきまして、副町長に就任いたしました。皆様方には、改めて厚くお礼を申し上げます。

私としまして、本当に身に余る光栄でありますとともに、その職責の重大さに身の引き締まる思いであります。しかしながら、就任するからには、これまでの職員としての経験、あるいは教訓を胸に、副町長の職務をしっかりと自覚し、星町長が進める町民の幸せを実現する町づくりへのさまざまな政策実現に向け、さらには山積する本町の行財政の課題解決のため、もとより微力でございますが、誠心誠意全力を尽くしてまいらる覚悟でございますので、皆様方の今後一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤一美君） 本日の会議が散会后、全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力願います。

また、今定例会の説明のため出席を求めた農業委員会会長、渡部和夫君が公務出張のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は10名であります。4番、星嘉明君、11番、小玉智和君から欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長（大竹義則君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年6月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してあります。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤一美君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤一美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において8番、室井亜男君及び9番、山田武君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤一美君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの8日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤一美君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。田んぼの穂も黄金色に色づき、収穫時期を迎え、豊作を願うものであります。

本日、平成26年第3回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会につきましては、報告1件、決算の承認、認定1件、条例2件、補正予算6件の計10件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、台風及び降ひょうによる被害状況でございますが、ことしは大気の様相が不安定になる影響で、全国各地で豪雨による土砂災害等の災害が発生し、広島県や北海道の一部では多くの方が土砂災害に巻き込まれ、亡くられました。災害により亡くなられた方、家を失い、避難生活を送られている方々に対し、心より哀悼の意を表するとともに、謹んでお見舞いを申し上げます。

我が町においても8月10日から11日にかけての台風11号による道路のり面の土砂崩れ等の被害があり、8月22日には降ひょうによる農作物等の被害、家屋、屋根等の破損、車両等の窓ガラスが割れるなどの多くの被害がありました。幸い人命には影響がなかったものの、被害に遭われました町民の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

降ひょうによる農作物等の被害については、去る9月5日にひょうによる農業災害の

確定報告として県に報告いたしました。被害状況については、稲作の被害面積が約187ヘクタールで、被害額が694万1,000円、リンゴ、ブドウ等の果樹の被害面積は約6ヘクタールで、被害額が1,217万9,000円、パイプハウスについてはビニールの穴あき等が19件で、被害額が50万8,000円となり、被害総額は1,962万8,000円となった状況であります。

道路、河川等の災害復旧については、改修に要する必要経費を今回の補正予算に計上いたしておりますので、よろしく願いいたします。

農家のビニールハウスの被害については、救済措置等を検討しているところでございます。

また、車両等の被害に係る修理費については雑損控除が適用される場合があるため、町民への周知を行ったところでございます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、最近の情勢につきまして若干申し述べたいと思います。

安倍内閣は、9月3日に第2次政権発足後、初の内閣改造と自民党役員人事を実施し、有言実行、政策実現に邁進する実行実現内閣として、元気で豊かな地方の創生に全力を掲げると約束され、景気回復の実感を全国津々浦々にまで届けることが安倍内閣の使命だと表明しました。

また、地方創生担当相を新設し、人口減少や過疎化といった構造的課題に取り組み、克服を目指す決意を示しました。これらの取り組みにより、地方の活性化を期待するものであります。

来年10月に予定されている消費税率の引き上げについては、内閣府が8日に発表した4月から8月期の国内総生産、GDP改定値は年率換算で7.1%の大幅減となり、消費増税後の景気の冷え込みが浮き彫りになってきたところでもあります。このことから、政府は7月期から9月期までの景気動向を踏まえ、総合的に勘案した上で年内に判断するとしています。

東日本大震災から3年半を経過し、中間貯蔵施設がようやく動き出しました。県内の除染で出た汚染土壌などを保管する中間貯蔵施設を9月、受け入れることを表明、震災後初めてとなる福島県知事選挙については、本町出身の佐藤雄平知事は本復興の課題が大きく前進し、新たな段階を迎えたとし、復興の取り組みには新しいリーダーのもとで政治理念に掲げた権不十年を貫き、今限りで退任を表明し、今後は新生ふくしまの実現を願うとし、新しいリーダーに思いを託されました。

佐藤知事におかれましては、未曾有の災害をもたらした震災と原発事故で国と被災町村での対応に当たってこられ、数々の難問に対応してまいりましたことに対し、心より敬意を表するものでございます。下郷町民はもちろん、県民の多くの方々から惜しまれながらの退任表明となりました。下郷町にとっても大変残念ではございますが、11月までの任期まで全うされることを願い、町民を代表しまして、2期8年間、下郷町、そして福島県の発展にご尽力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

次に、前議会以降における主な出来事について報告させていただきます。

初めに、9月7日に消防団の非常召集訓練後に、全町民を対象とした町の防災訓練が

震度6強の地震を想定して、町内全域に行われました。この訓練におきましては、町議会議員の皆様を初め、消防団に加え、阿賀川河川事務所、陸上自衛隊郡山駐屯地、NTT東日本、東北電力、下郷町赤十字奉仕団、町建設組合等の各防災関係機関のご協力を得、全ての住民を対象に非常時の対処などを確認し、無事滞りなく訓練が行われましたことに心より感謝を申し上げます。

先ほども申し上げましたが、今年も至るところで異常気象による洪水等の災害が発生し、その恐ろしさを目の当たりにしております。町の防災訓練につきましては、各集落での避難訓練を初め、炊き出し訓練などが本番さながらに実施され、非常に心強く感じたところでもあります。

また、今年度は福島県災害対策課との合同で避難行動要支援の車椅子の避難訓練、姉妹都市であります西東京市との下郷町の情報を、被災していない西東京市のホームページに掲載するホームページ代理掲載訓練も新たに加えて実施したところでございます。災害等は誰もが発生しないことを願っておりますが、町政を預かる者として町民を災害から守り、安心して暮らしていただくためには日ごろの訓練が重要であります。今年度は、地域防災計画の見直しと、新たにハザードマップを整備することとなっております。また、災害時に住民や観光客への安全にかかわる災害避難情報など一斉配信する緊急速報、エリアメールについても新たに整備するための事業費を今回計上したところでございます。今後もさらなる防災体制の充実を図ってまいります。

次に、第9回下郷ふるさと祭りが會津YOSAKOI～夏の陣～と共同開催で7月26日と27日の2日間にわたり大川ふるさと公園において多くの出場者たちをお迎えし、盛大に開催されました。昨年まで開催していたジュニア大会が発展し、これまでの子供だけではなく、大人も参加し、県内外から22チーム、総勢約500名が出演し、それぞれが色鮮やかな衣装を身にまとい、息の合った演舞で町内外からの大観衆を魅了し、夏の暑さにも負けない盛大な熱き声援を受けておりました。ジュニア部のコンテストでは、地元の郷人こめらが賞に輝き、札幌で開催されるよさこいソーラン祭りに出演できる権利をことしも獲得いたしました。なお、本大会の運営におきまして誘導や案内、運営など、大会をサポートしてくれた実行委員の方々、祭りを盛り上げていただいた出店者の方々、観衆の皆様から御礼を申し上げます。

次に、再生可能エネルギー事業の推進については、東京都の三峰川電力株式会社が、大沢川において、発電出力が175キロワット、一般家庭約300世帯の年間電力消費量に相当する花の郷発電所の建設は7月着工し、平成27年の4月の運転開始を予定しております。三峰川電力では、今後も下郷町を中心に、さらに何カ所かの整備を計画している状況であります。

それでは、本定例会にご提案申し上げました報告1件、議案9件についての概要につきましてご説明申し上げますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、報告第5号 平成25年度下郷町健全化判断比率等についての件ですが、本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第

22条第1項の規定に基づき、町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表するものであります。

次に、議案第57号 平成25年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件であります。本議案につきましては地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。渡部、猪股両監査委員におかれましては、去る7月9日から8月4日までの12日間の長期間にわたり各会計の決算及び財政健全化判断比率等に係る監査をお願い申し上げ、全会計にわたりまして詳細なる審査のもと意見書の提出をいただいております。審査内容につきましては、後日ご報告されることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、8月11日、両監査委員から審査結果につきまして細部にわたり講評をいただきました。講評の中でのご指摘を賜りました事項につきましては、その要因を十分調査し、改善すべき事項につきましては職員に指摘事項等に対する改善計画書の提出を指示しており、計画書に基づいて速やかに対処してまいりたいと考えております。今後さらに職員一人一人が住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないということを認識のもと、効率的な行財政の執行と事業の重点選別主義の徹底によって健全財政を一層堅持する考えでありますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第58号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い、町税条例を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、法人住民税については外国法人に対する国税課税の取り扱いに準じて所要の措置を講ずる改正であります。固定資産税の非課税措置については、児童福祉法に規定する社会福祉法人等の幼児保育事業及び子育て援助活動支援事業を実施する事業所に対しての非課税措置として拡大する内容の改正であります。軽自動車税については、原動機付自転車、軽二輪車、小型二輪については最低2,000円とし、税率を約1.5倍に引き上げ、小型特殊自動車、耕運機やトラクターについても同様に約1.5倍に引き上げ、軽四輪自動車等については27年7月1日以降に最初の新規登録を受ける者から約1.25倍に引き上げられる内容となっております。個人住民税については、非課税承認を受けた寄附財産を有する公益法人が合併等により寄附財産を他の公益法人に移転した場合の特例の継続適用を受けることとなる国税の措置を個人町民税においても同様な取り扱いとなる改正となっております。

以上が主な改正内容であります。

次に、議案第59号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件でございますが、平成22年に供用開始したクラインガルテンについては30戸のラウベのうち、現在4戸が空き室となっており、利用者の追加募集を行っているところでございます。また、平成27年3月末には最長5年を満了とする方が6名おり、引き続きラウベ利用の希望があることから、使用期間の改正を行うもので

す。これまでラウベ等の使用期間が最長5年間の使用可能と定め、連続5年以内の範囲での更新はできない内容となっていたものを今回の改正により、空きラウベがある場合はさらに3年を限度として使用期間を更新することができる内容の改正であります。

次に、議案第60号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既決予算の総額9,643万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億5,909万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、普通地方交付税の交付額の決定による増額計上、県支出金では台風11号による十文字堰災害復旧工事の農業施設災害復旧費補助金を増額計上するものでございます。財政調整基金繰入金につきましては、平成25年度の繰越金及び普通交付税の増額確定に伴い8,000万円を基金に戻し入れをするものです。町債につきましては、過疎対策事業債を予定していた消防救急デジタル無線整備事業及び消防自動車更新事業に合わせて1億1,820万円が過疎債の県配分枠が県の要望額より大幅に下回ったことから、県全体での調整が図られ、緊急防災・減災事業債へ振りかえられることとなったことの補正計上でございます。交付税措置については、元利償還金の70%が過疎債と同様に措置されるものでございます。同じく町債の災害復旧事業債については、十文字堰の災害復旧事業費として新たに650万円を増額計上するものでございます。以上が歳入の主なものであります。

続いて、歳出の総務費では、災害時に住民や観光客への安全に係る災害避難情報などを一斉配信する緊急速報、エリアメールを新たに整備するための事業費を計上、庁舎内の磁気システムの構築のための費用については、これまでのシステム導入会社の株式会社福島情報処理センターから磁気システムの導入業者が株式会社ラックに決定したことからシステム移行手数料の増額計上で、株式会社ラックの場合は構築費が発生しないため、リース料の減額分を計上するものでございます。民生費では、しもごう保育所の雨漏りの調査が終了し、雨漏り箇所が特定できたことから、次年度に工事施工を実施するための設計委託料を計上したところでございます。衛生費では、水痘、一般に水ぼうそうと、高齢者肺炎球菌の予防接種が平成26年10月1日から定期予防接種になることから、予防接種委託料を増額計上したところです。農林水産業費では、農業従事者の減少、高齢化や耕作放棄地の増加が進む中で、担い手の農地集積と集約化を加速し、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が創設されました。福島県では、福島県農業振興公社が福島県知事より農地中間管理事業を実施する農地中間管理機構の指定を受け、経営規模縮小などにより農地を貸し手農家から管理機構が農地を借り入れし、借り手農家にまとまった農地を貸し出す業務を行うこととなり、その一部事務について町が委託を受けることから、その事務費を新たに計上したところです。また、土木費の道路維持費としては、大雪時に対応するための重機借り上げ料、道路等修繕料、道路維持及び町道舗装工事については設計諸経费率等の増による増額計上、道路新設改良費については町道湯野上中山線大沢入り口の拡幅に伴う測量設計委託料の増額計上、工事請負費については設計諸経费率等の改正による増額補正、河川費では沢入集会所裏土砂崩れによる測量設計委託料の増額補正、住宅管理費では姫川団地の地質調査委託料として新たに計

上するものです。消防費の工事請負費では、設計諸経费率等の増等による増額計上、災害復旧費の農業施設災害復旧費では台風11号による災害で、十文字堰災害復旧事業費1,800万円の増額計上、道路橋梁の災害復旧費でも台風11号による大松川音金線の委託料、町道大松川宮内線の工事費の補正計上が主なものであります。

次に、議案第61号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既決予算の総額に1,960万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,943万4,000円とするものであります。歳入につきましては、退職者医療交付金の還付金が生じたことから、国保基金からの繰入金1,000万円の増額計上と、平成25年度の繰越金が確定したことによる増額補正計上であります。歳出につきましては、税の修正申告による還付金の増額と、25年度の退職者医療交付金が国の算定基準の数値の変更に伴う超過交付の返還に係る増額補正計上であります。

次に、議案第62号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額に8万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,186万3,000円とするものであります。歳入につきましては、平成25年度の保険料未収分を繰越金として計上し、歳出では保険料納付分を後期高齢者の医療広域連合会に支払うための負担金として歳入と同額補正計上するものであります。

次に、議案第63号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既決予算の総額に1,745万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,007万4,000円とするものであります。歳入につきましては、平成25年度の各交付金の確定に伴う精算交付及び平成25年度の繰越金が確定したことによる増額補正計上であります。歳出につきましては、平成25年度の介護給付事業及び地域支援事業の国庫負担金、補助金、県負担金の確定に伴う超過交付分の返還金の増額補正計上であります。

次に、議案第64号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既決予算の総額に656万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,544万1,000円とするものであります。歳入につきましては、会津縦貫南道路小沼崎バイパス工事に伴う田代地区の水道管移設設計委託料の消費税相当分、倉栖地区のほ場整備事業に伴う町道檜原裏通線の水道管移設工事の県補償金等を除いた分を一般会計から繰り入れするための増額計上、平成25年度の繰越金が確定したことによる増額補正計上、県委託金につきましては田代地区、檜原地区の水道管移設に伴う県委託金の増額計上であります。歳出につきましては、歳入でご説明いたしました田代地区の水道管移設のための設計委託料及び檜原地区の配水管移設工事としての増額計上とするものです。

次に、議案第65号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既決予算の総額から100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,594万5,000円とするものであります。歳入につきましては、平成25年度の一般会計からの繰入金が確定したことに伴い、繰越金が生じなかったため減額計上し、歳出については予備費にて財源調整を行うものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました諸議案等につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議

決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第4 請願・陳情

○議長（佐藤一美君） 日程第4、請願・陳情を議題とします。

請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情及び陳情第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情の件、3件を一括議題とします。

ただいま議題となっております請願第1号、陳情第3号、陳情第4号の3件を会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願の件を産業厚生常任委員会に、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に、陳情第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情を産業厚生常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づきそれぞれ付託し、審査の終了まで閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長（佐藤一美君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。9月13日は土曜閉庁で休日のため、9月14日は日曜のため、9月15日は祝日のため、9月16日及び17日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、9月13日から17日までの5日間を休会とすることに決定しました。なお、再開本会議は9月18日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。（午前10時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年9月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成26年第3回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成26年9月12日			
本会議の会期	平成26年9月12日から9月19日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成26年9月18日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	散会	平成26年9月18日	午後 零時08分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星 正 延	2番 佐藤 孔 一	3番 佐藤 勤	4番 星 嘉 明
	5番 佐藤 盛 雄	6番 星 政 征	7番 猪股 謙 喜	8番 室井 亜 男
	9番 山田 武	10番 星 輝 夫	11番 小玉 智 和	12番 佐藤 一 美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 正 延	2番 佐藤 孔 一	3番 佐藤 勤	4番 星 嘉 明
	5番 佐藤 盛 雄	6番 星 政 征	7番 猪股 謙 喜	8番 室井 亜 男
	9番 山田 武	10番 星 輝 夫	11番 小玉 智 和	12番 佐藤 一 美
欠席議員	なし			
会議録署名議員	8番 室井 亜 男	9番 山田 武		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 星 敏 恵	参事兼税務課長 室井 孝 宏
	町民課長 星 昌 彦	健康福祉課長 渡部 善 一	産業課長 佐藤 壽 一	建設課長 室井 一 弘
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会委員長 白石 光 史	教育長 大竹 康 隆	教育次長 五十嵐 正 俊
	代表監査委員 渡部 正 晴	農業委員会会長 渡部 和 夫	農業委員会事務局長 湯田 真 澄	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹 義 則	書記 室井 哲	書記 大竹 浩 二	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年第3回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：平成26年9月18日（木）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

（産業厚生常任委員会）

請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請

願

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（佐藤一美君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 7番、猪股謙喜、通告書のとおり一般質問を行います。質問事項は3点でございます。

まず1つ目、第5次振興計画について質問いたします。平成26年度中に新しい振興計画を策定するとのことですが、策定に当たり前回、前々回と策定の方法に違いはあるのでしょうか。また、計画期間は何年と考えておられるのでしょうか。審議会以外で町民の意見を反映させる場はあるのでしょうか。今回、法改正で町議会の議決を必要としなくなり、本定例会の全員協議会でも賛成多数で議決をする必要はなくなりました。振興計画については、以前報告を行うとのことでしたが、基本構想と基本計画まで報告を行うのか、また町民への計画内容の説明はどのようにするのか、お尋ねします。

次に、町防災計画についてお尋ねいたします。防災計画を現在見直しているとのことですが、いつ完成し、いつからの計画となるのか。住民への説明をどのようにするのか。それから、町が管理する雨量計、国や県などが管理する雨量計は町内に幾つあるのか。時間降水量を計測することはできるのか。過去の災害記録をどのぐらいさかのぼって把握しているのか。住民からの災害に関する伝承や記憶の聞き取りを行うのか、お尋ねいたします。

最後に、エリアメールについてお尋ねいたします。今回定例会で一般会計の補正予算にエリアメールの予算が上がっておりました。そこでお尋ねいたします。エリアメールとは何でしょうか。詳しくお願いいたします。NHKの朝の放送で、下郷町が東北全市町村で一番遅い導入となった。これで東北の全市町村がエリアメールの導入が完了したという報告がNTTからありましたというニュースがありましたが、今回までできなかった理由をお尋ねいたします。また、携帯電話圏外区域が町内にはまだございます。エリアメールの効果も町全体に発揮できるものではありません。圏外区域の解消を通信会社等へ働きかけを町が行っているのかどうかお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、猪股謙喜議員の質問にお答えします。

まず、第5次振興計画についての第1点目の前回、前々回と策定方法に違いがあるのかについてのご質問ですが、前回の第4次振興計画は平成15年から16年度の2年間、策定方法としてはワークショップを用いて、地域に係るさまざまな立場の住民の代表者30名で策定しました。前々回の第3次振興計画につきましては、平成5年度から平成6年度の2年間で、当時財団法人日本交通公社へ委託し、策定しました。第5次振興計画につきましては、今年度1年、実質10カ月での策定期間となります。また、各課長等で構成される策定推進本部会議、町長、各課長等から推薦された職員で構成される策定班で作成する計画でございます。

次に、計画期間につきましては、過去第1次から第4次までの振興計画は10年の計画となっておりますが、第5次につきましては5年間の計画で行います。これは、目まぐるしく変化する社会情勢等を踏まえ、実現性、実効性のある計画とするためのものです。

次に、町民の意見を反映させる場については、今回の策定期間は短期間であるため、各行政区長へのヒアリングを行い、地区の現状と課題を集約し、あわせて農業、商業、観光関係の団体の長へのヒアリングも行う予定をしているところでございます。

次に、議会の報告については基本構想と基本計画の報告を検討しております。また、町民への計画内容の説明は広報、ホームページ等の説明を予定しております。

次に、町防災計画についてのご質問でございますが、1点目のいつ完成し、いつからの計画になるのかの質問でございますが、町防災計画の見直しについては、現在本年度ハザードマップの作成とともに委託事業として発注し、株式会社パスコ福島支店が受注し、現在策定中でございます。委託期間は、3月末までとなっております。計画期間は、平成27年度からの計画になります。

次に、住民への説明はどのようにするのかについての質問でございますが、住民の説明については防災会議の開催及びホームページでの情報公開を行うことや駐在員会議を通じて町民の同意を得ていく考えです。

次に、雨量計は幾つあるのかの質問については、町が管理するものが1台、県が管理するものが1台、国が管理するものが4台あります。それぞれ時間降水量、積算雨量を確認することができる計器となっております。

次に、過去の災害記録に関してですが、災害も大小あるものですから、一概に言えませんが、建設省北陸地方建設局阿賀川河川事務所が編集した阿賀川史では阿賀川の洪水として、推古6年、西暦601年からの記録など掲載されている書籍などを参考にしておりますが、大きな災害では約30年前に発生した記録以降のものについては把握していません。

次に、住民からの災害に関する伝承や記憶の聞き取りを行うかという質問に関しては、一個人の記憶は参考にはなるとは思いますが、規模の大きさや場所の特定等において裏づけを考えると難しく、現時点はなかなか難しいと考えております。

次に、エリアメールについての質問でございますが、初めにエリアメールとはについてでございますが、携帯3社が提供するサービスで、下郷町というエリアに存在する携

帯電話、スマートフォンに対し災害情報等を配信するサービスです。災害情報自体は、町の担当職員が作成し、それを携帯3社が代理で下郷町の皆さんへ送信するシステムとなっております。

次に、東北全市町村で一番遅い導入となったのはなぜかとの質問ですが、エリアメールサービス自体の費用は無料ではあるが、整備費用などで下郷町はエリアメールを配信できる環境が整っていませんでしたが、光回線整備等が終了し、今回はパソコン単独での運用でできるだけ費用を抑え整備することとなったところでございます。また、今年度に関しましてはエリアメールを配信するためには固定IPアドレスというものが必要となってきましたので、本会議での補正予算に計上して整備する考えでございます。

次に、圏外区域の解消を通信会社へ働きかけているかの質問ですが、圏外区域につきましては町調査では平成26年5月1日現在、新開、戸赤、大沢、雑根、大倉、柏木原、枝松の7地区となっております。圏外エリアの解消につきましては、県の携帯電話等エリア整備事業などの関係事業者への働きかけを行っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、7番、猪股謙喜、再質問いたします。

まず、第5次振興計画につきまして再質問いたします。計画期間が5年で、策定方法も町職員による策定というお答えでございました。町民からの意見の反映では、各行政区の区長さんや農工商の各団体からの意見を反映させるという返答でございましたが、今回策定に当たり、以前は2年度にまたがった策定期間がありました。今回その半分ほどしか期間がないということで、このような計画の策定ということになったと推測しますが、そもそも星町長が10月から町長になったわけですから、この策定の始まり、スタートはもっと早くできたのではないのかということをお尋ねいたします。

それから、この基本構想、それによる基本計画ということで、世の中の情勢の変化が早いので5年間という答弁でございました。世の中の変化を見ての5年先ということは、この基本計画立てたら、既にもう5年先の予算等を考慮しなければならないわけです。5年間に達成させるわけですから。そうなりますと、大分10年計画のときの間の5年ごとの見直しという、中間の見直しというのが以前ありましたが、そういうのもなしに一気に進ませなければならないという、すごく今回の振興計画を立てると、縛りが大きいという変な言い方ですが、何がなんでも達成しなければならないという意気込みも必要になってくるのかなど。逆に基本構想が住民との意見のそご等があった場合、間違った方向で急いで計画達成という可能性も出てくるわけです。今回は、各団体等が行政区長と、余り一般住民とは離れた存在の人たちとの意見の聴取というふうに見受けられます。そういったことで、住民の本当の要望等がこういった振興計画に入ってくるのかというのがまだ私にとっては疑問でございます。今後もう少し時間がありますので、そういったできるだけ幅広い住民、特にこれから結婚をしようとする年代、今子育ての年代等、うちのほうの人口構成では少ない人口構成の中の年代の人たちの意見をよりよ

く取り上げる方策がないのかどうかお聞きいたします。

次に、町防災計画についてお尋ねします。時間雨量などは計測できるということですから、これはこれで判断さえ正しければ正しい判断ができるのかなと推測できます。ただ1つ質問がありまして、この時間降雨量、町では1基ですが、国、県で5基ありまして、全部で6基の雨量計のデータがどのように下郷町に入ってきて、それをどのように利用、災害発生以前に住民の避難準備等防災計画ではいろいろ発生予測によって住民にお知らせする体制が整っておると思いますが、こういった雨量計のデータ等どのように町に入ってくるのか、そしてどのように町で判断の材料にするのか、お尋ねいたします。

この災害記録は、過去30年ぐらひは持っているということですが、河川管理者としてはどうしても県のほうが洪水においては管理者としての立場として、町はその支流というのですか、町管理の河川になってしまいましたが、戸石川では伊勢湾台風の折、氾濫しまして、伊勢湾台風ですから昭和34年ですか。それで、小池地区の何軒かが流されたりといった事例がございました。そういったことを踏まえ、まず町が管理できない河川ではありますが、現在の管理者である県とか国等へ町がそういった河川の改修、それからのり面崩壊等があった事例等、そういった県、国の情報等も災害記録として町が把握しているのかどうかお尋ねいたします。

それから、住民からの聞き取り等でありますけれども、個人の記憶というのは確かであるけれども、裏づけが難しいという答弁ではありましたが、災害規模に対する裏づけが難しいということであって、災害があったというのは事実であると思いますので、そういった、あったという事実をまずしっかりと把握してもいいのではないかと。それが正しい、正しくなくて、あったという事実があれば、あとはその被害の状況が、家が流されたのだといった被害の何軒流されたという部分ではなく、ここの沢とか、ここの地区は過去こういうことがあったのだよということを行政が把握することによって町の事業、県の事業等で未然にそういった危険箇所を解消していく、また住民に危険箇所の改めて再認識してもらおうという、こういった避難等に役立つ情報として町が改めて提供できるのではないかと。

それから、観光産業が町の重要な柱であります。そういった面でもやはり住民に知らせ、住民が観光客がいれば改めて観光客に対しても危険だよとか、そういったことを言えるような体制づくりの一つにもなるのではないかと。そういったことを言えるような体制づくりの一つにもなるのではないかと。そういったことを言えるような体制づくりの一つにもなるのではないかと。そういったことを言えるような体制づくりの一つにもなるのではないかと。

次に、最後にエリアメールについてでございますが、携帯の圏外区域の解消ということは、これはまた防災でも広域消防の無線が届かないところと携帯電話の電波が届かないところとかぶっているところがございます。そういったところを優先的に強く通信会社へ働きかけていただきたいと思っております。その働きかけを強くやってもらえるのかどうかお尋ねいたします。

それから、7地区圏外ですよということですが、実は中山地区集落は携帯使えますが、花の郷公園におりますとN T Tのドコモは圏外になります。ですので、花の郷公園までのエリア拡大ですか、通話圏内のエリア拡大もあわせて要望いたします。よろしくお願

いたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、第5次振興計画についての作成のスタートを早くできなかったのかというご質問、再質問でございますが、議員もおっしゃいましたけれども、平成25年の9月30日就任で、10月からでした。臨時議会10月に開かせていただきましたけれども、実質的には12月定例会、それから3月の定例会ということになりまして、前町長さんからの引き継ぎについては振興計画については一切ございませんでした。総務課長さんからの言葉は若干ありましたけれども、前町長からの引き継ぎ事務の中には一切入っていません。そんなことで、26年度から出発しようということが25年度の段階で私と当時の課長とお話しして決定した経過がございますので、そのとおりに進めていきたいということが私の考えでございます。

次に、10年が5年になったことということでございますが、私は平成23年の法律第35号の法改正は基礎自治体優先の明快、簡素、効率、それから自由と責任、事実と連帯などの地方分権の基本原則として掲げた考えの中で、自治体の義務づけについて撤廃されたということで解釈しております。市町村の自主的な取り組みとして生まれ変わってほしいというのが地方分権推進会議の委員会での話だと思っておりますので、10年から5年にして、そして新しい振興計画を策定するという考えのもとでございます。

次に、一般住民の方、町民の方の要望が入ってくるのかどうかというご質問でございますが、時間の許す限り、ここでも最初の答弁で申しましたけれども、各行政区への区長のヒアリングや農業、商業、観光団体の長、観光団体とのヒアリングや座談会などを考えながら実施していく考えでございます。また、幅広い若い年代層からも意見を聞く機会をつくっていききたいと、こう思っております。

次に、防災計画の雨量計のデータの把握や判断するところはどういうことになっているのかということですが、6カ所のデータの把握については雨量計がインターネットでデータがわかります。今後の雨量の推測される雨量も時間的に追っていくと出るように今はなっておりますので、そういうところで雨量計のデータを参考にしながら判断をしていくという考えをとっていききたいと思えます。

それから、準用河川の改修等、のり面の保護等についても当然それは災害が起きた場合には災害に当てはめてやっていただくものと、あるいは町単でやっていくものということで、そういうことで今までは対応したつもりでございますので、今後も引き続き準用河川についてはやっていきたい。そのほかの河川についてもそのような考えで今後も進んでいきたいと思えます。

それから、国、県の情報等をしっかりと把握して、町民に安全、安心な部分で情報の伝達を進めていききたいと、こう考えております。

それから、情報あるいは事実の調査、要するに把握、危険箇所などの認識を提供してみてもどうかと、それから観光客にもお知らせということでございます。その質問でございますが、過去のデータは先ほど説明にもございましたけれども、私のほうでしっか

りと情報を持っておりますので、機会あるごとにお話をしていきたいと思っています。この前も防災訓練のときに、赤十字奉仕団の婦人の方にも若干資料を配付しながら明治時代からの災害と、そういう雨量の量だとかというものを資料を会長さんにやりまして、分会のほうにやりましてお示しした経過もございます。そんなところで、今後も引き続きそういうことでやっていきたいと、お知らせしていきたいと、こう思っています。なお、今年はそういうハザードマップ等の作成もできますから、そんなところで町民にお知らせしたいと考えております。

次に、エリアメールの圏外関係の解消のことでございますが、今までも強く働きかけをしておりました。光ケーブルができましたから、そのためにはどうしてもやっていただけるようにお話をしております。今後もそういう働きかけは強く要望するつもりです。中山花の郷公園も圏外というようなことでございますので、これも強く要望していきたいと、こう思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） まず、第5次振興計画でございますが、時間の許す限り住民の意見を取り入れるということですが、これは最終的に議会への報告ということで後で検証できることですので、しっかりやっていただけるものと思います。検証して、だめだと言っても、我々議決放棄しましたので、振興計画は通りますが、後で検証できることでございますので、本当に町長がおっしゃったように時間の許す限り住民との対話を持って、新しい振興計画をいいものにするためにもそういったことを強くお願いいたします。

それから、法改正で各自治体の自主的な取り組みを大事にする法改正であったということで、それにのっとり自主的に5年間ということやっていくということですが、町の財政等も考慮し、過大な投資等はよく考えなければならない時期に来ているのかと思っております。10年であれば夢を描いて10年後に積み立て等、基金等をつくったりして大きなプロジェクトもできるでしょうが、5年しかありません。こういった場合、大きなプロジェクトというのはなかなか計画するにしても財政の裏づけがなければできないわけですから、そういったものをよく肝に銘じて、5年間絵に描いた餅ではないわけですから、もう5年しかないわけですから。5年間にできることを基本計画にどうやって持っていくか。それと、住民に下郷に住んでよかったなど、下郷で子供を産み育ててお墓に入るのだというようなことを住民に思わせるような最初の5年間の計画にしたいと思います。

次に、防災計画でございますが、災害発生……準用河川と町長はおっしゃいましたが、町管理の河川等いろいろ過去に公共事業等で改修等やってまいりましたが、特に砂防等は改修して十数年たったところはもう満タンになったはずであります。そういったものを含めて防災計画の見直しと同時に、そういったものを改めて危険箇所等の発見という変な言い方ですが、そういったものを再点検ですか。再点検等をするつもりはあるのかどうか、お尋ねいたします。

エリアメールについては、過去通話不能区間等を町が要望したりして、順次解消をしてきた経過ありますが、こういったエリアメールとなり本格的な運用がなされるとなれば、なお一層速やかなるこういった不通区間の圏外区間の解消というのが求められることになると思いますので、この点強く、さらに強く要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 第5次振興計画につきましては、しっかりとした計画書をつくる考えで推進していきたいと思っております。よろしくご理解願います。

それから、再点検の件ですが、再点検をして、危険箇所があれば改修工事等の事業は進めていきたいと、こう思います。

圏外のまだ携帯電話が通じないところについては、さらに強く要望してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで7番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

次に、10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号10番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。

今回は3項目ほどありまして、1つ目に防災について、2つ目に定住促進について、3つ目に大川ふるさと公園について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。まず初めに、今回副町長さんの椅子も埋まっており、また6月から新しい職員さんも入れかわっておりますので、ひとつお手やわらかによろしくお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。1、防災について。8月20日広島県下において大雨による土砂災害が発生し、多くの人命が犠牲になり、また家屋等も甚大なる被害を受けたと新聞、テレビで報道されました。福島県民は、3.11の経験から災害ということを知り、下郷町民は幸い大規模な土砂災害には遭遇しておりませんが、転ばぬ先のつえの例があるように、土砂災害ではなく、あらゆる災害に備えた準備をしておかねばなりません。

そこで、当局に質問です。本町には、土砂災害危険箇所はあるのでしょうか。あるとすればどの程度、何カ所あり、場所を特定しているのか。危険度のカテゴリー（重、軽）はどのようになっているのか。また、土砂災害マニュアルは本町にあるのか。ハザードマップは存在するのか。町民の人生、財産を守るためにも公表していただきたい。あるとすれば現在のハザードマップは十分なものとお考えかどうか。見直す考えがあるのか。あるとすればいつごろか、町長の考えを伺います。

2番、定住促進について。先般視察研修で北海道の和寒町、東川町に行きました。この2町では、若者の流出を防ぐための対策として、定住促進策に着手、立案し、若者に

住宅確保のための建築費の補助、助成を行っているそうです。本町でも子宝祝金や保育所の第2子無料化など努力をしておりますが、成果が上がっていないのも事実です。若者の定住促進に向けて、移住するための建築費の補助などを助成する考えはないでしょうか。また、若者の定住を促進させるための町長はどのように施策を考えているのか伺います。

3番、大川ふるさと公園について。1、大川ふるさと公園の駐車場は大きなイベントを開催するには規模が小さく、狭いと思われるが、拡張する考えはないのかを伺います。

2番、大川ふるさと公園へ国道から接続する橋がかかる計画があったとお聞きしましたが、現在その計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、10番、星輝夫議員の質問にお答えします。

初めに、防災についての質問でございますが、1点目の本町には土砂災害危険箇所はあるのかの質問については、土砂災害危険区域は町内に81カ所ございます。指定内容は、土石流45カ所、急傾斜地崩壊33カ所、地すべり3カ所の内訳となっており、地域も字名も特定されています。危険度につきましては、警戒区域と特別警戒区域に分けて指定されています。こちらの情報は、平成17年に作成し、各戸配付した防災マップに地図として公表されており、最新の情報としては年度内にホームページでごらんいただけるようにしたいと思っております。その後ハザードマップとして、今年度中に成果品として各世帯に配付する予定であります。

次に、土砂災害マニュアルはあるのかの質問でございますが、マニュアルは平成24年1月に作成されておりますが、今年度国、県の指針に沿ったものに見直しをかけることになっており、今年度12月までに見直しをかけているところでございます。

次に、ハザードマップについての質問でございますが、ハザードマップは今年度防災計画の見直しとともに委託事業として発注し、株式会社パスコ福島支店が受注し、現在作成中でございます。今年度中に成果品として各世帯に配付予定であります。

次に、定住促進の質問でございますが、和寒町につきましては定住人口の増加を図ることを目的とし、賃貸住宅を建設する個人または法人に対して助成措置を講じており、東川町につきましては景観や環境に配慮した東川風住宅の建築を奨励し、一定の基準を満たす住宅を建築した住宅空間を形成する方にカーポート等の建築または東川家具の購入経費に対して補助、そして親または子が町外から転入して、みずから居住用の住宅を町内に新築、増改築、2世帯住宅を新築する方に対して補助する要綱等を定めるなど、本町としても参考になる住宅促進事業を行っております。若者の定住を促進するための施策については、財団法人地域活性化センターの若者定住促進政策の現状と課題調査研究所報告書から、家賃・住宅助成金、子育て助成金、雇用助成金、新規起業・就農助成金、結婚・出産助成金、転入助成金、若者の結婚支援事業など全国で実施している取り組み状況が報告されております。この中では、本町が実施している子宝祝金や保育所の

第2子無料化等の施策については子育ての助成金として、全国でも最も施策の割合が高い施策でございます。今後若者の定住促進に向けて、居住するための建築費の助成補助金や助成金等、このような報告書を他町村の施策をもとに、若者の定住に結びつく本町に合った施策を今後検討してまいります。

次に、3点目の大川ふるさと公園についてであります。1つ目の大川ふるさと公園の駐車場は大きなイベントを開催するには規模が小さく、狭いと思われるが、拡張する考えはないのかについてのご質問でございますが、大川ふるさと公園でのこれまでの年間行事等を見ますと、駐車場がいっぱいになるようなイベントは回数的には少ない状況にあります。ただ、下郷町の一大イベントであります下郷ふるさと祭りについては例年来場者も多く、駐車場がいっぱいになりますので、これまでは役場駐車場からシャトルバスにより対応してきたところでございます。確かに下郷ふるさと祭りは駐車場がいっぱいになり、農道等への駐車も多く、来場者の方々に迷惑をかけているところでございます。このような大きなイベント時には駐車場の確保が必要と思われませんが、他の施設の駐車場を利用するなどしながら対応していきたい考えであります。星議員が申されまます駐車場の拡張につきましては、今後の施設整備と利用状況等を含めて検討してまいります。

次に、2点目の国道121号から大川ふるさと公園の橋梁架設の質問については、前湯田町長の公約に基づき、平成15年度より計画の検討に着手した経緯があります。架設予備調査を委託し、架設箇所を3カ所に絞り込み、国道121号及び阿賀川を管理する南会津建設事務所と橋梁整備について協議を検討しております。その結果、国道へのアクセスに係る道路規格上の課題や河川管理上の課題から、事業費が膨大なものとなるため、実現は困難と判断されておりました。当時の建設コストは12億から14億と言われており、現状における本町の財政状況を勘案した場合は現実には困難性があるものと判断しております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） ただいまの答弁の中で危険箇所は81カ所あるということで、大変に多いと感じたのですけれども、私、区長をやっている時代、8年前なのですけれども、傾斜地危険地域ということで地域住民、それで町当局、それから県のほうから来て説明会あったのですけれども、その地域の住民がほかに移転した場合には500万の補助を出すとされたのですけれども、今でもそういった補助金の制度はあるのでしょうか。

あと、2番の定住促進についてでございますけれども、和寒町、東川町でございますけれども、東川町ではカーポート付きの住宅を建てた場合に150万の補助を出すと。そして、和寒町の町長さんが言っていました。和寒町さんは、多分100万だと思っております。それで、財政が苦しくなってしまうのではないのかなということで私質問したのですけれども、そしたら和寒町の議長さんが、「いや、7年でもととります。この事業は大いにやったほうがいいですよ」という、そういったアドバイスをもらってきたので、そ

それは何とかひとつ実現よろしくお願いいたします。それから東川町は、この定住促進やって、5年前より100人人口ふえております。現実に我々話聞いてきましたので、ぜひとも定住促進ひとつよろしくお願いいたします。

それから、3番目のふるさと公園についてでございますけれども、駐車場が狭いから広くしてくださいということ言ったのですけれども、私、防犯協会の役やっております、ちょうど警察官と常駐していたのですけれども、シャトルバスで乗りかえするのだったら帰っていくお客がかなりいたと駐車場の係員が言っていました。それから、役場の駐車場で当て逃げ事故がありまして、警察官が聞いてきたのですけれども、やったほうも災難、やられたほうはそれ以上に災難でございますので、ひとつ何とか拡張のほうも頭に入れてもらいたいと思います。

それから、大川ふるさと公園にかかる橋でございますけれども、多分今の知事、佐藤雄平知事のころに一応やろうという話があったと聞いたのですけれども、私は今原発事故で下郷町は大変な被害になっているわけでございますから、やはり復興予算をそのくらい持ってくるという、そういった意気込みで町長さんはよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1点目の危険箇所、急傾斜地のことをおっしゃっているかと思いますが、県の補助金が今でもあるのかということですが、これは急傾斜地は県の指定であれば補助事業で実施できます。これは、補助事業でどこでもやっているはずですよ。

次に、和寒町と東川町の奨励金や住宅促進については、先ほど答弁したように今後検討してまいりたいと、こう思っております。

次に、大川ふるさと公園の駐車場につきましては、確かに下郷ふるさと祭りのときには足りませんけれども、ほかの事業についてはそのようなことはないと感じておりますが、それらにつきましては今後も検討していきたいと、こう思います。

橋梁整備につきましては、先ほど申したとおりでございます。

以上。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 再々質問ではないのですけれども、少し話をさせていただきます。

先般9月の2日に研修視察ということで北海道の利尻富士町に行ってきました。あそこは漁業、観光の町でございます、農家は一軒もありませんでした。それから、その翌日、北海道の和寒町では嫁さん対策、定住促進で何とか呼ぼうということで全国から募集し、14組の方が結婚し、そして離婚をしたのはたったの1組と聞いておりますので、そこら辺は本当に勉強になってきました。それから……

○議長（佐藤一美君） 星輝夫君の発言内容の制限でございますけれども、ただいまの発言は通告等の範囲を超えておりますので、注意します。

○10番（星輝夫君） はい。一応視察に行ってきたということで質問したのですけれども。

それから最後、福島県の県の北海道事務所行ってきたのですけれども、それも大変に勉強になりました。

以上です。

○議長（佐藤一美君） これで10番、星輝夫君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前10時58分）

○議長（佐藤一美君） 再開します。（午前11時10分）

次に、8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 一般質問を4つほど申し上げます。

最初の1点でございますが、鳥獣対策についてお伺いをいたします。現在下郷町の農作物等に多くの被害を及ぼしている鳥獣の被害、このごろ新聞報道で熊が出没しているということを毎日新聞に出ております。その対策についてお伺いをいたします。

まずは、今年度の熊、猿、イノシシ、鹿による被害状況や出没状況などはどのようになっているのかお尋ねをいたします。町全体としての集計、さらには各行政区の地区別で教えていただきますようお願いを申し上げます。鳥獣捕獲の際の報奨金の支出状況はどのようになっているのか。今、熊、イノシシ等に対して1万円払っておりますが、払ったのは幾らなのか。または払わないで、とったにもかかわらず今支出していないのはどのぐらいなのか、わかり次第教えていただきますようお願いを申し上げます。

鳥獣対策については、農作物などが被害に遭ってから捕獲ということではなく、多くの予算を確保し、人的被害が出ないうちにいろいろな対策を講じる必要があると思われるが、町長の考えをお聞かせをいただきますようお願いを申し上げます。

2番目に、ひょう被害についてお伺いをいたします。8月22日午後3時ごろ、最大で5センチから6センチぐらいの大きなひょうが町内に降り、多くの被害をもたらしました。

1つ、被害地域とその被害程度はどの程度であったのか。町全体のことを教えていただきますようお願いを申し上げます。

2つ目に、役場の自動車や役場の建物、太陽光発電施設のパネル等に被害はなかったのか。被害があった場合、どの程度であったのか教えていただきますようお願いを申し上げます。さらに、どのような対策をとられたのかお伺いをいたします。

3つ目に289国道についてお伺いをいたします。連休前まで国道289号の甲子トンネルが片側通行となっていました。なぜ片側通行となっていたのか、その原因を教えてください。また、国道289号南倉沢3—3工区におけるトンネル工事の入札があったそうですが、トンネルの延長はどのくらいで、いつ貫通するのか。

（「貫通、開通、違う」の声あり）

○8番（室井亜男君） これ間違っておりましたので、貫通するのでしょうか。南倉沢工区の全線開通、さらには供用開始の見通しも含めてお伺いをいたします。

最後であります。道の駅についてお伺いをいたします。道の駅しもごうにおける現

在の入り込み客数と農産物や食堂、土産品ごとの売り上げを過去と比較してどのくらいあったのか教えていただきますようお願いを申し上げます。

2つ目に、現在の駐車場を拡張する計画がありました。拡張を行うのでしょうか。実施するのであれば、いつ施工し、供用開始はいつになるのかお伺いをいたします。

25年度において、ポンプアップによる水の確保を行う事業について、当初予算に5,000万円ほど計上したものの実施せず、12月に補正減額をいたしました。今年度は現在までのところ水不足は生じなかったのかお伺いをいたします。

以上、4つの点をお伺いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

ここで町当局より説明資料を配付していただきたいと申し出がありましたので、配付いたします。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○町長（星學君） それでは、8番議員、室井亜男議員の質問にお答えします。

初めに、鳥獣対策についてのご質問でございますが、1点目の今年度の熊、猿、イノシシ、鹿による被害状況や出没状況などはどのようになっているのかのご質問ですが、農作物等の被害につきましては下郷町のほぼ全域に出没しているのが実際でございます。

地区別での有害狩猟鳥獣捕獲許可集計表についてお手元に配付してあります9月12日現在の集計表により説明させていただきます。檜原地区につきましては、ツキノワグマ、許可件数が25件、ニホンジカがゼロ、ニホンザルが1件、イノシシが3件、カラスがゼロでございます。旭田地区につきましては、ツキノワグマは24件、ニホンジカが4件、ニホンザルが14件、イノシシが13件、カラスが1件。江川地区、ツキノワグマが23件、ニホンジカが1件、ニホンザルが1件、イノシシが4件、カラスはゼロ。全体の捕獲頭数の合計は、熊が39頭、鹿がゼロ頭、猿が3頭、イノシシ、ゼロ頭、カラスが25羽でございます。

次に、鳥獣捕獲奨励金の支出状況についてのご質問ですが、1頭当たり1万円の報奨金で、今現在42万円の支出状況となっております。

次に、鳥獣被害への取り組み対策についてのご質問ですが、ツキノワグマにつきましては農作物の被害発生をもって許可申請することが実態でございます。通学路及び人家付近での目撃情報に基づいて県への電話連絡をやり、迅速に対応することで人的被害等を防止するよう努めております。また、町狩猟会に属する有害狩猟鳥獣捕獲隊16名の若手隊員等の発掘に寄与されるよう、狩猟免許取得及び猟銃免許更新費の一部補助金の交付制度を本年度から実施していることと、さらに今年度5,000円から1万円へと増額したところでございます。また、本町では平成24年度より下郷町有害鳥獣被害防止対策事業を実施しており、今後は電気柵、防護ネット等の購入費の補助枠の拡大も視野に入れながら、さらに緩衝帯設置事業など積極的に検討し、安全、安心な農村環境の整備を図っ

てまいりたいと考えております。

続いて、降ひょう被害についてのご質問でございますが、初めに農業関係についての被害状況についての説明を申し上げます。今回の8月22日発生の降ひょう被害は、5センチ以上、大きいところでは8センチ前後のひょうが町の広範囲にわたり強く降り注ぎ、農作物を初め住宅や自動車まで被害が及ぶなど、全国的にもほかに類を見ないほど大きなひょうであり、被害も広範囲にわたったものと認識しております。このためひょう被害に遭われた皆様には心よりお見舞いを申し上げますところでございます。町といたしましても当日夕方、農作物等の被害概要把握のため町内の調査を実施、夜には県農林事務所農業振興普及部、農協、農業共済組合、町で合同対策会議を開催し、翌23日及び25日と被害状況の把握に誠意努めたところでございます。これら現地確認の結果、このたびの降ひょうにおける被害地域の程度であります。まず降ひょう被害地域は旭田地区を中心に、塩生、檜原、桃曾根、落合、張平、小松川、中妻、水門、沢入地区、檜原地区では檜原、刈林、姫川、成岡、板萩、小池、倉水、橋坂、弥五島地区、江川地区は湯野上、小野、大沢、白岩、田代、芦ノ原、枝松地区となっており、おおむね国道121号沿いの広範囲の地区に被害が発生いたしました。また、被害の有無にかかわらず、比較的粒の小さいひょうを含めて申しますと、町の大部分の地域に降ひょうがあったものと考えております。

続いて、被害程度であります。農業関係につきましてはトマト、アスパラ等の園芸野菜や柿、トマトやたばこ、乾燥用として用いているビニールハウスの被害を初め、水稲、リンゴ、ブドウなどに大きな被害が発生いたしました。具体的な数字といたしまして、農業関連施設被害のパイプハウスのビニールの穴あきによる被害であります。面積が0.4ヘクタール、19棟、被害額50万8,000円となっております。また、農作物の被害については、水稲が面積約188ヘクタール、被害額694万1,000円、果樹関係のリンゴ、ブドウで面積約6ヘクタール、被害額1,217万9,000円であり、施設及び農作物の合計被害面積は195ヘクタール、被害総額が1,962万8,000円となっております。また、今年度町農業再生協議会では、パイプハウスの資材購入支援制度を実施しており、今回の降ひょうでパイプハウスのビニールに被害を受けた方が新たにビニール等の資材を購入するときも利用できますので、ご活用いただければと考えております。また、被害に遭われた皆様の支援対策について、今後町農業再生協議会において対応を協議していくと考えております。

次に、各行政区の被害状況でございますが、当日夕方に各行政区長に対し電話確認をさせていただきました。その中で旭田地区の音金、十文字、南倉沢、檜原地区の三ツ井、新開、戸赤を除き降ひょうがありました。被害内容は、塩生地区を中心に、建物については屋根、窓ガラスの破損、損壊。自動車につきましては、自動車のへこみ、フロントガラスの損傷が見られました。また、病院や各企業でも同様の被害を聞いております。当日の電話確認において、各行政区長に被害等があれば後ほど報告してほしい旨を伝達しましたが、住民の方々も保険等の対応に追われ、区長や役場に報告しなかった世帯も多かったと思われまますので、正確な被害状況はつかめていないというのが現状でございます。

ます。そのような中で農業共済組合及びJ A会津みなみ保険契約者を対象として取りまとめた情報を紹介しますと、被害世帯数914戸、被害棟数1,195件となっております。また、町の対応として、税の申告による雑損控除のお知らせを各戸配付、さらに罹災証明書を発行いたしました。

次に、公共施設等の災害被害状況についてでございますが、役場自動車や役場の建物、太陽光発電施設のパネル等に被害はあったのか、また被害があった場合はどの程度であったのかのご質問でございますが、公用自動車については産業課及び教育委員会、公民館の使用する車3台について、屋根、前後のボディーに降ひょうによるへこみがありました。役場の建物については、1階ロビーの窓ガラスが1枚ほど破損しました。役場庁舎屋根に設置してある太陽光発電パネルについては、設置業者である太陽設備（株）の黙視による検査を実施したところ、パネル2枚にひびが入っていることを確認しましたが、現在のところ発電能力については変わっていない状況であります。その対策につきましては、公用自動車につきましては自動車共済保険で修理の事務手続をとっているところでございます。役場のロビーガラス及び太陽光パネルについては、建物共済保険により修理を行う事務手続をとっているところで、以上が降ひょうによる被害状況となっております。

次に、国道289号についての1点目のトンネル内がなぜ片側通行となっているかのご質問でございますが、国道289号の甲子トンネル内の片側通行の原因であります。県南建設事務所に確認したところ、現在も路面の隆起が鎮静化しておらず、今後改良工事に向けたトンネル内の粘土質、水を含む膨張する土質になっていきますので、拡散範囲調査のための片側通行とのことでした。

次に、2点目の国道289号南倉沢3—3工区におけるトンネル延長についてのご質問でございますが、南倉沢のバイパストンネルの延長は269メートルであります。

3点目の南倉沢工区の全線開通、供用開始の見通しについてのご質問でございますが、南会津建設事務所に確認したところ、平成29年度を予定していることでした。なお、トンネルについては来年の春ころに貫通するとのことでございます。

次に、道の駅についての質問でございますが、まず1点目の平成26年度の入り込み客数及び売り上げについてのご質問でございますが、8月末現在が約25万人で、前年度同時期より約13%の減少です。売上額は、総額で前年度より約10%の減の約8,800万円、その内訳や農産物等の販売額が9%減の1,600万円、物産等で約13%の減の4,200万円、テイクアウトでの約12%の減の1,400万円、レストランは前年度とほぼ同額の1,400万円、その他イベントや自販機によるものが約22%減の約150万円の売り上げ実績となっております。

2点目の駐車場の拡張についての質問の件については、国道289号南倉沢工区の全線開通に向けて拡張し、その拡張部分は南倉沢工区のトンネル工事による残土を利用し、駐車場の拡張工事を進める計画でいるところでございます。

3点目の水不足は生じなかったのかの質問については、心配されました水不足については昨年度、今年度も現在まで生じておりません。今後も受水槽の管理を行い、お客様

に迷惑のかからないよう、即対応できる万全の体制を敷いていきたいと考えております。
以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 鳥獣対策について、いろんな地区、または長々とあったわけですが、1つ聞きたいのは1頭1万円に対して42万を支出したということですが、とってあれしているのにまだお金が払っていないというのがあるかと思いますが、要するにとったけれども、今払ったのは42万で、払わないのがまだ残っている。まだもらわないという方がちょっと鉄砲の方ちょっといたものですから、どのくらいあるのかなというのがちょっと私聞きたいなと思っているのです。

もう一つは、とにかく毎日新聞に出しておりますが、新聞に出るのは警察のほうに電話したら新聞に出ると。もう一つは、警察へ電話しないで役場に電話する人もいると思うのです。そうした場合に役場に電話したのは新聞は出ない。役場に電話して、熊が出たとか何かというのがどのくらいあるのか。私、役場のほうが多いのではないかと思うのですよね、警察へ電話するのは。そういうようなことで、とにかく毎日新聞に熊が出たという報道が交通事故よりもこのごろ多くなっているというのが事実でございます。私たち、先ほど10番さんがちょっと質問しましたけれども、委員会で北海道に視察に行ってきた。そこで、和寒町では1頭、我々が下郷町では1頭熊を捕獲した場合には1万円であるが、熊とかイノシシを捕獲したら3万円の報奨金を出します。報奨金を3万を出してことしやってみたら、町民から被害が少なくなった、こういうふうな話が出ておりますよと。ですから、やはり人的被害、または農作物に大きな被害が手のつけられなくなる前に私はもう少し報奨金等も上げながら重点的に施策を考えるべきではないだろうかということで、考えるならば来年あたりのひとつ新年の予算あたりにもう少しこの辺をこれから被害状況というか、そういうようなものをもう少し鑑みながら、ひとつ町長の考えを新年度予算に反映できればありがたいかなと、こう思っております。

次に、ひょう害について質問しますが、鳥獣被害の捕獲数がこういうような別紙が出てきたから、ひょう害についても各行政区のこうこう、こうこうを出してもらいたかったぐらいですけども、仕方がないでしょう。

私の聞きたいことは、各保険会社が被害状況を調べております。例えば役場庁舎等の屋根のへこみ等について、サッシとか、そういうのは先ほど町長が町村会の建物共済でもって一応払うということですが、屋根のへこみについても、今各自宅に、うちに建物保険、火災保険等で支払いの判こを押させながら一応まとめておるのですが、役場あたりもこれだけの面積あるのですから、建物共済あたりでこの屋根のへこみに対してどのようにして、何%くらい見たのかわかりませんが、多分出ると思うのです。そういうようなものは、まだ話というものは全然なっていないのか。

ついでにお聞きしますが、例えばこの役場、または隣のふれあいセンター、コミセン、除雪ステーション、各小学校、中学校、または旧分校、例えば落合とか中妻とか、今無償で貸しておりますけれども、そういうような旧分校とか屋根で建物保険とい

うものが私は入っていると思うのです。こういうようなものも建物共済というものが該当するかどうか。私は、該当すると思うのです。だったら、もらうところはやっぱりひょう害というものはもらうべきである。ただ泣き寝入りするのではなく、サッシの1枚、2枚もらうのではなく、大きな金額というものが私は出るのではないだろうか、こう思いますので、この辺を町長、とにかくもう少し調べさせながら建物保険の対応をやっていただきますようお願いを申し上げます。

国道289号の先ほど国土交通省は今後も隆起というものを考えているというようなことでありますが、今後もやはり交通止め、片側通行というものはあると思ってよいのでしょうか。こういうようなことでございます。もう一回、町長の答弁をお願いします。

最後になりますが、道の駅の水の不足はないと、こう言われましたけれども、私は去年度の25年度の予算で下から水をポンプで上げるということで5,000万の予算をとったのです。その5,000万をとるということは、今町の予算の緊迫財政の中から去年は5,000万の予算をとって、それをいきなり12月に減額をしてやらない。なぜそのときとったのか、本当に聞きたいのです、私は。それで、今町長が言われた水不足が間に合ったのだ。何のためにあのときに水不足がなったのか。本当にここに税務課長が座っておりますけれども、総務課長のほうに聞きたいぐらいです。

そういうようなことを考えた場合に、大丈夫ならば大丈夫でやむを得ないでしょうけれども、駐車場の拡張の埋め立ては289号のトンネルの土砂が使われると、こう聞いておりますが、なるべく連休あたりを見ますと非常に駐車場が狭い。そういうようなことを考えた場合に早く駐車場を広くしていただきたいのですが、トンネルの工事が決まったから、今度はトンネルから土砂が出るわけですが、あそこの土地というものは私の聞いている範囲内では何か上、下ということになりますと、上のものが駐車場になるということを知っておりますが、上のものを土地買収というのはどのぐらいの面積で買収はままとまっているのかどうか、お聞きいたします。

それで、先ほど入り込み数が13%、または金額がマイナス10%と町長の答弁でございましたけれども、この売上げのマイナス10%で8,800万円の中に原発補償金はどのぐらい入っているのか。私、原発補償金を除いたら収支はもっともってマイナスというか、もっともって低くなるのではないだろうか。今原発補償金というものも入っているから、まあまあこのぐらいになっているのかなと思いますけれども、あそこの道の駅というものはどのぐらいになっているのか。昨年ちょっと養鱒公園でもって観光公社のほうちょっと聞いたら200万円ももらっているというような話もちらっと聞いておりますので、この道の駅も原発補償金はもらっていると思うのです。これをどのぐらいもらっているのか。どのぐらいもらっていて、ここからどのぐらい引くのか、お尋ねをいたしたいと思います。

以上、再質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 再質問にお答えしたいと思います。

奨励金の未払いがあるのかどうかについては、産業課長、いいね。わかるな。

熊の出没についての役場報告していることについても産業課長でわかると思うのです。

それから、熊の奨励金、捕獲した場合の増額をできないかどうかというのは、今後検討させていただきます。

それから、役場屋根のへこみの調査、対応につきましては、総務課長のほうから詳しいことを説明させます。

それから、289号の今後の交通止め、片側通行があるのかについては、現在のところではまだお答えできませんが、前日までの報告ですと調査のための発掘をして調査しているという、連休だから通すようにしたというのが本当でございますから、今後も県南建設事務所にお聞きしていきたいと思えます。

それから、道の駅の水不足のための予算の計上をして、なぜ減額して実施しなかったのかということですが、25年度の当初予算に計上していただきましたことは皆さんご承知だと思います。私が就任したのが9月30日で、10月からでございます、そのときには実施設計もできていない状態でした。そして、実施設計が時間的にかかったのはやっぱり12月下旬で概略は、概数はわかったのですが、やっぱり新年に入ってから。そうしますと、やはり金額が出たときにこの当初予算で計上した金額では実施できないという判断から、冬期間を考慮しながら減額をさせていただきました。そんな経過でございます。

また、水不足の対応については先ほど答弁したとおりでございます。今後も受水槽の対応を考えながら、お客さんに迷惑をかけないように考えていきます。

それから、駐車場の面積は、では産業課長のほうから答弁させます。

それから、原発の補償金はどのくらい今年に入っているかということですが、今年請求したということはまだ聞いておりませんが、昨年、25年度で請求していたものについてだけここでお話ししますが、営業損失ということで、これは若干営業損失の部分で原発補償以外のものにつきましても金額が載っていると思えます。上がっていると思えますが、損益計算書の中では591万9,817円になっております。このことから、やはり補償が……そういうことで、今年はまだ書類が上がってきませんので、多分3カ月に1回は請求できるはずですから、一緒に6カ月でやっても、9カ月で補償の請求をしてもいいのですが、震災前の営業成績がよかったので、逆にその補償金は多く入る見込みを私は思っております。そんなことで、今年の損害賠償については数字的には私は今のところ確認していませんので、この次の機会があれば、そういうものを正確に出して説明していきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから建物共済の関係について説明させていただきます。

今回の建物については、該当になるのかということなのですが、風水害の場合には半分なのですが、今回のひょうについては雪害という形の対象になるということで、10分

の10ということで、その分については10割補償されます。ただ、この共済につきましては民間の保険と違いまして、その分もらうということではなくて、建物を額が確定して修理して、請求して共済金をもらえるというような形になります。ですから、修理をしないと共済金は支払われないという形が民間の保険とは若干違います。ということで、ここでも屋根のへこみ等がございますが、これについては修理の部分については必要な部分については調査しながら、これについては修繕費という形で予算の計上になるかと思っておりますので、その辺については今後検討させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 産業課長。

○産業課長（佐藤壽一君） 先ほどの有害鳥獣に関する捕獲報奨金でございますけれども、1点訂正させていただきますが、42万円の支出というふうなお話ございましたけれども、大変申しわけございません。42万円の支出見込みということでご承知しておいていただきたいと思っております。現実には数件しかまだ申請が上がってございません。捕獲が42頭捕獲というふうな状況を把握してございますので、年度末までには全部申請が上がれば42万円の支出、プラスアルファこれから狩猟期間に入ります。その部分も申請に上がればプラスアルファになるというふうなことでございます。

続きまして、南倉沢の道の駅の拡張の駐車場の件でございますけれども、その面積につきましては予定としまして全部で1,854平米ほど予定しております。そのうち800平米分が既に24年度に買収しまして、25年度におきまして登記済みでございます。地権者は、登記済みが2件、残りですけれども、1,055平米になりますけれども、それにつきましても地権者が2名というか、地権者個人が1名と共有地が1筆、あと2筆が残っております。この共有地も個人も含めまして既に町のほうではお話ししておまして、拡張については内諾というふうなことで同意いただいております。1件の大きな個人の部分につきましては残土を使います。その残土が入り次第契約に応じるというふうな形になっております。それは、残土によりまして立ち木がございますので、立ち木をそこで運んで自分で行きたいというふうなお話になっておる途中でございます。なお、その残土につきましては今ほどトンネル工区があります。道の駅からトンネルまでが1工区、トンネルが2工区、トンネルの先が3工区というふうなことだそうですが、その第1工区、道の駅の前のところですが、その工区からトンネルの間の工区の部分の残土でもって盛り土していくというふうな形の計画をしております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 鳥獣対策について、42万円がまだ払ってなくて見込みだということで、では幾ら払ったのか。この42万円が見込みはわかるのだけれども、その前に何ぼ払ったのか。やはり狩猟というか、鉄砲の持っている人たちにやはりもう少し予算を早く払うような方法、何でこんなに遅くなるのか。尾っぽとか何かを持ってごみ屋さん行って、燃やしてもらって、写真を撮ってどうのこうのって、何か複雑な状況らしいので

すよね。ですから、私から言わせればもっと簡単に、ちょっと払えるような方法ないのかどうかという、もっと簡略にしてもらえないのかなという一つの解釈、ちょっとこれ研究してみてください。

それから、ひょう被害について、今総務課長が答弁しましたけれども、雪害と同じくというような話でございますが、民間の場合とちょっと違うということですが、ではしからば民間にも入られないの、これ。民間にも。例えば農協が隣にあるわけですから、農協にも入られないという。農協の場合は、直さなくたってある程度出すのです。こんなややこしくて、例えば直さなかったらば出さないというようなことだったら、我々個人ならば怒ってしまう。皆さん、役場だからそういうようなことで、自分のうち考えてみなさいよ。へこんで、そのままで修理して、それを請求して金をもらうのだというようなことは自分のうちなら怒ってしまうでしょう、結果的には。そういうようなことで、私の考えはなぜ民間と違うのか。もう一回、総務課長、何という保険に入っているのか。

それから、道の駅の最後でございますが、その前の289号ですが、町長、全面交通止めというものは絶対やってもらいたくない。片側最低でも交通止め、片側通行というようなことを。もう一つ、ついでに申し上げますが、今回の片側通行の場合には5分通行止めであったのです。5分間というのはちょっと長いから、ちょうど私たちとまっていた場合に4分でもいいのではないだろうかということを見ましたので、ちょっとその辺4分でもどうでしょうかねという町長、しゃべられる場合にはひとつしてもらえればありがたいかな。

今産業課長からありましたけれども、1,854平米のうちに800平米買収をいたしましたということでございますが、今南縦貫道路の買収がいろいろありますけれども、この平米、あの辺の山ですけれども、どのぐらいで買収していたのか、これだけ教えていただきたい。全部買収しないと、トンネルがこれからどんどん、どんどん出てくるわけですから、早く急がないとやっばりまずいのではないだろうかと思えますけれども、1平米どのぐらいで買収していただけるのか。この買収金額をひとつ教えていただきたい。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） まず、1点目の報奨金支払いについてでございますけれども、数件というふうなことの支出済みということで、大変申しわけございませんが、今言える部分はその程度でございます。

それで、その支出が何で遅くなるのだというふうなお話の中で、複雑ではないだろうかというふうなこともありました。まず、1点目ですけれども、遅くなるというふうな部分は、これ申請主義のことになっておりまして、書類をそろえて、さらに狩猟者の方も猟友会の方もまとめて出すというふうな傾向があるようでございます。また、そののしかながら手続が複雑ではないかというふうなこともご指摘ありました。これは、計量ということで、焼却するのに東部クリーンセンターのほうに持っていきます。そのところで計量器に載せまして、例えば熊が1頭というふうな伝票を添付するような形になっております。加えて、その写真ということで、本町では写真を添付させております。

隣、南会津町では写真の添付は必要ないというふうなことがあるというふうにお聞きしておりますので、議員指摘のとおり研究させていただいて、なるべく簡単に支払いできるような方法をとっていきたいというふうに思います。

それから、道の駅の拡張にかかわります駐車場の単価でございますけれども、これ山林になっておまして、平米400円というふうな単価を用いております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、建物の共済の加入状況なのですが、福島県町村会の中で公有物件の建物共済保険という形で共済事業で行っております。これについては、民間のと違って、建物が損害を受けた場合には現状に復帰するという部分の保険でございます。よろしく申し上げます。

（「安いんだな、かけ金は」の声あり）

○参事兼総務課長（星敏恵君） かけ金は安いです。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで8番、室井亜男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

間もなく昼食の時間となりますが、このまま会議を続行したいと思いますので、ご協力をお願いします。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

過般総務文教常任委員会に付託の陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情及び産業厚生常任委員会に付託の請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願の件2件につきましては、先般9月12日に開催されました各常任委員会において審議を終了し、その結果について各常任委員会より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。この件につきましては、去る9月10日開催の議会運営委員会で協議したところ、一般質問終了後直ちに日程に追加し、議題とすべきである旨の話し合いがなされておりますので、議会運営委員会で協議されました議事運営に従って議題にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます

よって、直ちに日程に追加し、議題に追加することに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れなしと認めます。

これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情及び産業厚生常任委員会に付託の請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願の2件について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、両委員長より報告を求めます。

下郷町議会の運営に関する基準68に基づく建制順序により、総務文教常任委員長、佐藤勤君、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） こんにちは。総務文教常任委員会委員長の佐藤勤でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、平成26年9月12日。件名、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、平成26年9月12日。出席委員は、山田武君、星正延君、佐藤孔一君、星政征君、佐藤一美君、そして私であります。欠席委員はありませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 次に、産業厚生常任委員長、佐藤盛雄君、報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（佐藤盛雄君） 産業厚生常任委員会の委員長の佐藤盛雄でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第89条第1項の規定によりご報告申し上げます。

記、付託年月日、平成26年9月12日。件名、請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、平成26年9月12日。出席委員は、星輝夫君、室井亜男君、猪股謙喜君、佐藤盛雄の4名でありました。欠席委員は、星嘉明君、小玉智和君の2名であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ご報告といたします。

○議長（佐藤一美君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件は採択することに決定しました。

これから、請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願についての件を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願についての件は採択することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は9月19日であります。議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 本日はこれにて散会いたします。本日は大変ご苦労さまでございました。(午後 零時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年9月18日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成26年第3回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成26年9月12日			
本会議の会期	平成26年9月12日から9月19日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成26年9月19日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	閉会	平成26年9月19日	午後2時14分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
欠席議員	なし			
会議録署名議員	8番 室井亜男	9番 山田武		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 星 敏 恵	参事兼税務課長 室井孝宏
	町民課長 星 昌彦	健康福祉課長 渡部善一	産業課長 佐藤壽一	建設課長 室井一弘
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会委員長 白石光史	教育長 大竹康隆	教育次長 五十嵐正俊
	代表監査委員 渡部正晴	農業委員会会長 渡部和夫	農業委員会事務局長 湯田真澄	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 大竹義則	書記 室井哲	書記 大竹浩二	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年第3回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成26年9月19日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第 5号 平成25年度下郷町健全化判断比率等について
- 日程第 2 議案第57号 平成25年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第58号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 4 議案第59号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 5 議案第60号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第61号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第62号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第63号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第64号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第65号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第12 議員提出議案第5号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第5号 平成25年度下郷町健全化判断比率等について

○議長（佐藤一美君） 日程第1、報告第5号 平成25年度下郷町健全化判断比率等についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長（佐藤一美君） 本件について説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから報告第5号 平成25年度下郷町健全化判断比率等について説明させていただきます。議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

本報告につきましては、平成25年度の下郷町の財政健全化判断比率及び4ページに記載してございます経営健全化について監査委員の意見を付して報告するものでございます。

それでは、2ページの中ほどの表をごらんいただきたいと思います。一番上の実質赤字比率、以下4段目までの比率でございますが、まず1段目の実質赤字比率の平成25年度欄は、普通会計につきまして標準財政規模に対する歳入から歳出を引いたもの、つまりこれが実質赤字になっていけば該当ありませんので、数字は表記されません。

次に、その下の連結実質赤字比率でございますが、これは特別会計を含めた全会計を対象といたしまして、実質赤字となっている場合について先ほどの標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましても全会計黒字決算でございますので、同様に数値は表記されておりません。

次に、その下の実質公債費比率でございますが、これは一般会計、公営企業、一部事務組合及び第三セクターに対して、町から負担しなければならない実質的な借入金の償還金を財政規模に対する比率であらわすものでございます。平成25年度の数値につきましては6.4%でございます。ちなみに、前年度につきましては6.8%でありましたから、前年度からは低下しております。

なお、これに関する適正化比率は25%未満となっております。

一番下の将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模に対する比率であらわすものでございます。今年度につきましても充当可能財源が多いことからマイナスとなり、表示されておりません。したがって、

健全な数値であることが示されております。

次に、3ページの一番下の(3)の是正改善を要する事項にありますとおり、監査委員からは特に指摘すべき事項はないとの報告をいただいております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。経営健全化審査意見書についてのご説明を申し上げます。中ほどの表、資金不足比率につきましては公営企業会計に係る資金の不足比率をあらわすものでございますが、(2)の個別意見にありますように簡易水道事業及び農業集落排水事業ともに資金不足とはなっておりませんので、数値は表示されずに、適正であります。この資金の不足比率につきましても監査委員から(3)のとおり、特に指摘すべき事項はないとの報告をいただいております。

以上、説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) 1点だけお伺いいたします。

この中で2ページの実質公債比率が6.4%と今総務課長述べられました。それと、昨年度の事務報告書の7ページの中で公債比率の年度別推移が書いてございます。その中で平成25年度の公債比率が6.2%、名前が公債比率と実質公債比率ということで、実質が入るか入らないの違いだと思うのですが、この違い。何が実質公債比率には入ってきて、公債比率の計算に何が入っていないとか、そういう内容の説明いただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) 実質公債比率の部分については、そもそもの健全化比率の算定方式が用いる項目が違っております。それで、実質公債比率につきましては6.4%、実質公債比率でしたっけ……これにつきましては、実質分につきましては一般会計、公営企業、一部事務組合、第三セクター、これは町が負担しなければならない実質的な借入金ということで入った分が実質公債比率でございます。

これにつきましては、監査意見書の14ページのほうに実質公債比率ということで、その内容等について記載してございます。これにつきましては、一番下段にあります比率につきましては18%以上については協議団体からの許可、25%については単独の起債が制限されるということで、これにつきましては6.4%ということで、その範囲内におさまっているということです。

以上でよろしいでしょうか。

○議長(佐藤一美君) 再質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) そうしますと、要するに実質公債比率はいろいろな……例えば観光公社とか、あるいは特会とか、特別会計関係を含めた実質の借り入れの、要するに長期債務の返済をあらわす数字というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

星敏恵君。総務課長。

○参事兼総務課長（星敏恵君） はい、そのとおりでございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はないですか。

（「オーケー」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと聞いてみたいのですが、非常に安定しているという財政の指数が出たわけでございますが、私の聞きたいことは各行政区の区長さんから毎年10月に各行政区の悩んでいるところの要望書を毎年とっているわけでございますが、各行政区、38地区からとったものをやり残して、ただ財政だけを安定化しようということで、各行政区の要望をやっていないということで安定しているということに対しては私たちは納得ができない。例えば自分の行政区を眺めてみた場合に、例えば農道の舗装をやるという場合には半分ぐらいしかやらしてもらえない。またはユニーク等が100メートル欲しいという場合には50メートルぐらいしかもらっていない。そういうような各行政区の要望に対して100%というか、ある程度やらしてもらわないで、ただこの財政を健全化しようというものに対しては私は納得がいかないかなということで、例えば財調が今現在、これ中身見ればわかるのですが、財調は今総務課長、幾らあるのですか。

または借入れの一番大きいもので水道の借入金、さらにはこの役場庁舎の借入金が一番大きいかと思うのですが、水道、役場、どのぐらい借入れが残っているのか。これから払う金額が。教えてくださいますよう。

さらに、各行政区の要望がどのぐらい要望として今年あたり達成をして新年度予算にとっていられるのか。

この二、三点お願いを申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 1点目の一般財調の積立金の現在額でございますが、25年度で17億6,976万5,204円となっております。

それと、庁舎の借入れ関係についてはちょっと時間をいただきたい。

あと、要望等については議員がおっしゃったように10月要望の取りまとめが入るわけなのですが、これから各課に実際の実施状況を把握しながら今後の要望につなげていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤一美君） 再質問ありませんか。

8番。

○8番（室井亜男君） 後で水道の借入金、または庁舎の借入金、残る残高を教えてくださいますようお願い申し上げます。

今各行政区から出ている要望書を各課に聞くということですが、去年10月まで出したわけで、それをことしの26年度の新年度予算にやる箇所というものが一応できているわけですが。そうした場合に行政区から出ている要望書というものを今年の新年度の26年度予算でどのぐらい、何%ぐらい達成しているのか。例えばの話だと70%やっているとか

50%やっているとか、数字ばつと出るでしょう。一々聞かないときちっと出ないということで、大体は出ているわけですよ、今までだって。

休憩して、これ水道と庁舎のを教えて。議長、休憩して教えて。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 簡水における現在の起債残高は17億1,800万でございます。

○議長（佐藤一美君） これでいいですか。

（「庁舎」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 総務課長、庁舎の。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 庁舎は、後から報告させていただきます。

（「行政区の要望のが何%わからないのかな」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それについても後から報告させていただきます。

○議長（佐藤一美君） これでいいですか。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 庁舎の今現在の現在高ですが、庁舎については2億5,550万6,000円になっております。

あとそれと、ちなみに地方債に関する現在高、トータルで申し上げますと40億4,378万8,000円になっております。

○議長（佐藤一美君） 町長、答弁を求めます。

○町長（星學君） 行政区の要望につきましては、ここ数年前から重点主義で、順位を決めて出させていただきたいというようなことで、何年か前からはそういう方式でやってきました。それで、実施した進捗率とか実施しなかった場所とかは10月に今年度の場合、25年度の場合には各区長さんにお渡しして、26年度の10月には返事を出す。そして、27年度の要望についても提出していただくということになってはいますが、数年前から郵送でも持ってきてもいいというようなことでやっていたので、27年度当初予算における要望箇所につきましては私じきじき、あるいは私が出張していないときは副町長あるいは総務課長に内容をよく聞いて、順位主義でやっていきたいと、こう考えておりますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 私の言っていることは、これからの話ではなく、今までやっていたやつを今年の26年度にどのぐらい反映をしているのかと、こういうふうなことで、この健全化育成だって、これ25年度のですから、そういうふうなことで聞いたわけで、今後ともよろしく願います。

1つだけ申し上げますが、自分の行政区、中妻区が大堰の草刈りというものを春先と秋盛、2回あるのです。今、年をとってきて非常に欠席率も多くなってきているということで、やるのですが、大堰に1メートルぐらいのふたをかけてもらって、何か今回も

20枚ほどもらって、まだ入れないであったみたいで、「どうしたんだい」と言ったらば、これ今秋盛、これから入れるのだというようなことで、ふたをかけるとその草刈りというものがやらないで一応済むようになるのです。ですから、もう少し上から石が落ちてきたり何かするところにはやっぱりもっともっとふたをかけてやらないと、これからますます草刈りとか、そういうふうなものができなくなっている。限界集落、どこの行政区でもあるかと思うのですが、そういうような原材料支給というものに対してもっともっと要望書があるならば達成をひとつ町長にお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 要望ですね。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第5号 平成25年度下郷町健全化判断比率等についての件を終わります。

日程第2 議案第57号 平成25年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（佐藤一美君） 日程第2、議案第57号 平成25年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本件につきましては決算審査意見書が提出されておりますので、説明を求めます。

代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） それでは、お手元の資料を読み上げて審査意見にかえさせていただきます。

1 ページごらんになってください。平成25年度下郷町各会計決算審査意見書。1、審査の方針。次の諸点に主眼を置き、歳入歳出決算書及び証書類、関係帳簿等を照合審査するとともに、関係資料の提出や関係者の説明を聞きながら慎重に審査しました。

1、決算の計数は正確であるか。

2、予算は議決の趣旨に沿って適正に執行されているか。

3、会計経理事務は関係法規にのっとり適正に処理されているか。

4、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

2番としまして、審査対象の会計。1、平成25年度下郷町一般会計歳入歳出決算。

2番、平成25年度下郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。以下、5特別会計につ

いて記載しております。

3、審査の期間。平成26年7月9日から8月4日までの10日間に行っております。

大きな4番、審査の結果。1、決算の概要でございます。(1)、歳入歳出の状況。平成25年度一般会計及び各特別会計合計額の決算状況は、次の表1、決算額の総額、表2、決算額の対前年度比及び表3、実質収支の状況に示すとおり、総合計額は歳入で67億1,615万円、括弧の中は省略させていただきます。歳出で63億2,052万9,000円、前年度決算額に比べ歳入は1億2,179万9,000円の減少、歳出も1億5,421万5,000円の減少となっております。歳入歳出差し引き3億9,562万1,000円の剰余金が計上されております。

なお、剰余金3億9,562万1,000円の中には事業繰り越しに伴い、翌年度に繰り越すべき財源23万9,000円が含まれておりますので、これを差し引いた3億9,538万2,000円が本年度の実質剰余金であります。さらに、前年度から本年度に繰り越された剰余金3億6,129万3,000円がありますので、これを差し引いた単年度収支では3,408万9,000円の黒字となっております。以下、表の中身についてはごらんとおりでございますので、省略させていただきます。

3ページの下のほうに行きます。(2)、一般会計の決算状況。平成25年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入で47億2,613万4,000円、歳出で44億1,864万4,000円でございます。差し引き3億749万円の剰余金となりますが、この中から翌年度に繰り越すべき財源23万9,000円及び前年度の実質剰余金2億6,927万2,000円を差し引きますと、単年度の収支額は3,797万9,000円の黒字となっております。

次に、歳入歳出の各款別の状況は、次の表4、歳入歳出の款別状況のとおりでございます。

5ページに行きまして、(イ)、歳入。歳入決算額は47億2,613万4,000円で、前年度に比べまして757万2,000円増加しております。予算現額に対する執行率は99.4%となっております。町税において市町村民税は2,010万8,000円の増加となり、固定資産税における償却資産は3,103万8,000円の減額となり、全体で495万1,000円減少しております。国庫支出金におきまして耐震改修補強事業などにより1億8,544万7,000円の増加、県支出金におきまして県南・会津・南会津地域給付金事業の終了に伴いまして4億2,775万4,000円の大幅な減額となり、繰入金においては財政調整基金繰入金等の増により8,701万9,000円の増額、過疎対策事業債の増によりまして町債が1億1,701万2,000円増加しております。

(ロ)、歳出。歳出決算額は44億1,864万4,000円で、前年度に比べ2,873万4,000円減少しており、予算現額に対する執行率は92.9%となっております。県南・会津・南会津地域給付金事業の終了に伴いまして、総務費において5億9,137万6,000円の減額、南会津地方環境衛生組合負担金、簡易水道特別会計繰出金の減少によりまして衛生費で2,844万2,000円の減少、ふるさと農道緊急整備事業の終了に伴いまして農林水産業費で2,758万8,000円の減少、風評被害対策としまして観光協会補助金減額などにより商工費2,368万6,000円の減少、防雪ステーション建設事業、パークゴルフ場建設事業、道路新設改良工事などにより土木費が3億9,977万6,000円の増加、消防ポンプ、小型動力ポン

ブ積載車整備事業などにより消防費で4,000万8,000円の増加、中学校耐震改修補強事業やコミュニティセンター太陽光発電設備等設置工事により教育費で2億575万1,000円の増額となりました。

(3)、特別会計の決算状況でございます。国民健康保険特別会計等6つの特別会計が設置されており、その決算総額は歳入で19億9,001万6,000円、歳出で19億188万5,000円でございます。特別会計全体を前年度と比較しますと、歳入が1億2,937万1,000円、歳出が1億2,548万1,000円減少しております。各特別会計の決算状況の概要は次のとおりでございます。

①、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は次の表5-1、国民健康保険特別会計決算状況のとおりでございます。

決算額は、歳入で前年比4.3%、4,583万7,000円の減少、歳出で3.6%、3,580万1,000円の減少となっております。表については以下のとおりでございます。

また、この制度の加入者である被保険者数の推移は次の表5-2、国民健康保険被保険者数のとおりでございます。ちなみに、平成25年度中は63人の減少となりました。

国保税収入の推移につきましては、次の表5-3、国保税収入の推移のとおりであります。

高齢者や低所得者の加入割合が高いという国保制度の持つ構造的要因により、厳しい状況下にあることは理解できますが、被保険者間の負担の公平の確保と安定的な経営のために、収入未済額の減少について、なお一層の努力を望みたいと存じます。

②、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は表5-4、後期高齢者医療特別会計決算状況のとおりでございます。

また、後期高齢者医療被保険者数の推移は、次の表5-5の後期高齢者医療被保険者数のとおりでございます。平成25年度末における後期高齢者医療被保険者数は1,447名となっております。

後期高齢者医療保険料収入の推移については、次の表5-6、後期高齢者医療保険料収入の推移のとおりでございます。

③、介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算状況は、次の表5-7、介護保険特別会計決算状況のとおりであります。

決算額は、歳入で前年度比0.1%、71万6,000円増加しました。歳出では1.0%、635万円減少しております。

介護保険料収入の推移につきましては、次の表5-8、介護保険料収入の推移のとおりであります。収入済額は1億208万円、収納率は95.4%となりました。収入未済額は、昨年度より1万円減少し、496万6,000円となっております。今後サービス利用者の増加が見込まれますので、収納率向上とともに計画的、安定的な財政運営に努められたいと存じます。

④、簡易水道事業特別会計。簡易水道事業特別会計の決算状況は、次の表5-9、簡易水道事業特別会計決算状況のとおりでございます。

決算額は、歳入で前年度比7.1%、1,633万5,000円の減少、歳出で7.2%、1,637万2,000円

の減少となっております。

簡易水道使用料の収納状況につきましては表5—10、簡易水道使用料収納状況のとおりでございます。収入未済額は、現年分と滞納繰越額を合わせて5,951万9,000円となっております。公平な負担を求める観点からもさらなる徴収努力を望みたいと存じます。

簡易水道事業関係公債費の状況は、次の表5—11、簡易水道事業関係公債費の状況のとおりでございます。年度末における公債残高は17億1,882万9,000円と、前年度より1億2,045万2,000円減少しました。

⑤、農業集落排水事業特別会計でございます。農業集落排水事業特別会計の決算状況は、次の表5—12、農業集落排水事業特別会計決算状況のとおりでございます。

決算額は、歳入で前年度比73.5%、6,312万2,000円減少し、歳出では前年度比73.2%、6,211万円減少しております。

農業集落排水使用料の収納状況につきましては、表5—13、農業集落排水使用料収納状況のとおりでございます。収入未済額はありませんでした。

農業集落排水事業関係公債費の状況は、次の表5—14、農業集落排水事業関係公債費の状況のとおりでございます。平成25年度は308万7,000円を償還しました。年度末における公債残高は9,042万2,000円というふうになっております。

⑥、宅地分譲事業特別会計。宅地分譲事業特別会計の決算状況は、次の表5—15、宅地分譲事業特別会計決算状況のとおりであります。

残り1区画の売却に努力してほしいと考えております。

次、大きな2番です。財政の運営状況。財政運営の状況を示す基本的指標の一つである経常一般財源の状況及び性質別決算額の状況並びに公債費比率の状況は次のとおりであります。

(1)、経常一般財源の状況。平成25年度における経常一般財源の収入額は、次の表6、経常一般財源の推移に示すとおり総額29億6,015万9,000円で、前年度より2,795万8,000円減少しております。

(2)、歳出の性質別状況でございます。歳出決算額を経費の性質別に区分しますと、次の表7のとおりでございます。

性質別決算額の構成を見ますと、義務的経費35.7%、投資的経費が24.9%、その他の経費が39.4%となっております。

義務的経費におきましては、人件費において899万6,000円減少し、県南・会津・南会津地域給付金事業の減により扶助費が4億2,171万5,000円の減額となったため、総額では4億4,629万5,000円の減額となりました。投資的経費におきましては、防雪ステーション、パークゴルフ場、道路新設改良工事の増加によりまして6億3,676万6,000円増加しております。その他の経費では、主なものとして積立金が前年度より2億1,316万2,000円の減の1億3,658万5,000円となっております。また、繰出金につきましても簡易水道事業繰出金が減少したことによりまして、前年度より2,524万1,000円減少しております。経費総額としましては、昨年度と比して2,873万4,000円減少しております。

先ほども出ました実質公債費でございますが、公債費に関する状況は次の表8、最近

5年間の公債費の状況のとおりでございます。

平成25年度決算における実質公債費比率は6.4%となり、前年度に比較して0.4ポイント改善されました。公債費の増大は、財政硬直化の要因の一つであります。将来にわたる財政の健全性の確保に十分配慮され、今後とも起債導入には慎重な取り組みが望まれます。

実質公債費の持つ意味については、次のとおりでございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

15ページの3番のほうに参ります。財産管理の状況。下郷町公有財産、物品及び基金の状況は適正に整備、管理されております。

平成25年度中の主な増減は次のとおりでございます。

(1)、土地。定住促進住宅用地、7,898平米。

(2)、建物。重機車庫、805.66平米、パークゴルフ場の東屋、9.00平米、公民館本館、マイナスの1,177.04平米、防雪機械格納庫、マイナスの170.65平米、防雪ステーション、マイナスの160.10平米。

なお、土地・建物についての詳細は、決算書の「財産に関する調書」に記載のとおりでございます。

(3)、基金の運用状況。基金の決算時の現在高は、次の表9-1、基金運用状況のとおりでございます。

基金の総数は19であり、本年度の積立金は3億1,081万4,000円、取り崩し額は1億5,349万8,000円、差し引き1億5,731万6,000円の増加となり、平成25年度末現在高は34億3,369万2,000円となっております。

また、財政調整積立基金の年度末残高の推移は、次の表9-2、財政調整積立基金の推移のとおりでございます。本年度末の残高は、17億6,976万5,000円となっております。

(4)、公金の保管状況でございます。公金は、次の金融機関に預け入れ、管理されていることを確認しました。内訳は、次の表10の金融機関別内訳のとおりでございます。

4番の財政指標でございます。財政状況を示す主な指標の推移は、次表のとおりでございます。

これもそれぞれの持つ意味や計算法につきましても、表の次に掲載しましたので、参考にさせていただきたいと存じます。

18ページ、5番、総括意見でございます。①、平成25年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、関係諸帳簿及び諸書類と合致しており、決算計数は正確であると確認しました。

②、歳計現金についても関係諸帳簿及び現金、預金等を照合した結果、誤りはありませんでした。

③、財産は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、管理も良好なものと認められました。

④番、歳入歳出とも違法、不当なものは見当たりませんでした。

⑤番、予算執行及び経理事務は、適正に処理されておりました。

経常収支比率等についてでございます。一般会計、特別会計を含めた単年度収支は3,408万9,000円であり、前年度の9,324万2,000円に比し減少しております。また、財政の弾力性を示す経常収支比率も前年度の76.3%から77.5%と高くなっております。財政健全化判断比率での実質公債比率は前年度6.8から6.4%と改善されました。

財政運営状況についてでございます。財政運営の状況を示す基本的指標の一つであります経常一般財源の収入額は29億6,015万9,000円で、前年度より2,795万8,000円減少しております。今後とも自主財源の確保と経費削減に取り組んでいただきたいと思います。

公債費についてでございます。一般会計での公債費残高につきましては、39億118万5,000円から39億3,917万3,000円となり、1%増加しております。

特別会計での公債費残高につきましては、19億3,279万円から18億925万1,000円となり、6.8%減少しております。また、実質公債費比率は前年度に比較しまして0.4ポイント改善されました。今後とも起債導入には慎重な取り組みが望まれます。

基金運用状況につきましてでございます。基金の運用状況につきましては、財政調整基金が17億6,976万5,000円となっております。数年前には10億円が目標であった。ですが、現在はそれを大きく上回っております。基金の額が多いにこしたことはありませんけれども、今後は町民の要望に応じた雇用対策等、町の活性化につながるよう地域振興対策など効率的にされたいと存じます。

最後に、収納対策についてでございます。町民税、国民健康保険税、水道使用料、住宅使用料につきましては多額の滞納額になっており、滞納者、滞納額とも増加傾向にあります。公金負担の公平性と歳入の確保の点からも看過することはできません。他町村では、税の徴収嘱託員を民間から採用する等の対策、それから住宅使用料の悪質滞納者には明け渡し訴訟を行っている例が見受けられます。本町においても税の不公平感が生じないよう、負担の公平の確保を図っていただきたいと思います。

以上、厳しい財政状況の中ではありますけれども、町税等の自主財源の確保など安定した財源の確保に努め、引き続き事業の効率化、重点化を図り本町の目指す「未来につながる町づくり」を実現するため、第4次下郷町振興計画に定められた各種施策を推進し、住民福祉の向上と安全、安心な町づくりにより一層の努力を期待するものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君）　これから質疑を行います。

なお、質疑に対する答弁は決算を議会の認定に付するため、提出者である町長及び決算意見書を提出されました監査委員に対して求めますので、ご了承願います。

ご質疑はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君）　1つだけちょっと聞いてみたいのですが、この事務報告書の中で89ページに農業振興に関する事務ということで出ておりますが、これが農産物の売り上げとか、面積とか、全部出ているわけですが、この中で全体的で3億4,663万9,000円、これしかないのかという数字なものですから聞くわけですが、その中でさらに葉たばこというものが0.7ヘクタール、金額が消えてない。生産量、販売額がない。販売農家数が

1戸であるという数字なのです。そうすると、ここにおります1番さんの正延さんもそれつくっている。中妻でも1人つくっている。音金でもつくっているということになった場合に、この数字というものが下郷町で1戸というのは私ほうそではないだろうかということを考えた場合に、私考えているに10人ぐらいはつくっているのかなという解釈です、例えば。そうした場合、こんなのつくってみたって、こんなうそっぱちみたいな、こんなのつくってもらわないでもいいくらいの話だ。どこからこの1戸というの出ているのか、これ。全部うそか、これ。うそっぱちばかり書いてくるのでないぞというの。我々に渡すの、ちゃんときちっとしたの渡せ。余りにも数字的に私はおかしいのではないだろうか、このようなことを注文して、なぜここが1戸で、生産量、販売額、葉たばこがなぜ出ていないのか、この理由をひとつ教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまのご指摘でございますけれども、まず1つ目でございますが、ここの表の販売額につきましては会津みなみ農業協同組合、ここに明記されているとおりでございますけれども、と経営所得安定対策の実績をもとに掲載してあるものでございます。ですから、水稻も、ほか野菜等におきましてもこれ以上のものを作付、それから栽培しているというふうを考えられます。これにつきましては、販売額はJAさんに販売していると、情報提供がJA下郷さんからの情報提供でございますので、そのみの掲載というふうなことになってございます。

もう一点の特産品であります葉たばこの1戸というふうな部分でございますけれども、これについてはお時間をいただきまして、詳細に調べて報告させていただきます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再質問ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） しかし、今まで事務報告というものを何十年も私も見ているのですが、葉たばこの1戸というのは初めてなのです。昔は数字的に間違っていた、位が間違っていたのも大分ありますけれども、葉たばこあたりが1戸という数字的なことを考えた場合に、葉たばこというのは農協で預かっているどうのこうのより、葉たばこというのは専売公社で預かっているわけですから、専売公社に聞けばわかるわけでしょう、こういうふうなもの。ですから、そういうふうなところから我々にちゃんと出すのだったらばきちっとした数字をやっぱり出してもらわないと、花の花き類が23戸、これは農協関係だから、まあいいでしょう。トマト、ピーマン、アスパラガス、ニラ、インゲン、そういうようなことである程度はいいでしょうけれども、乳牛とか肉用牛は、これ農家で預かっていますから、これもいいでしょうけれども、余りにも葉たばこが1戸というは我々見た場合にこんなに情けないような数字ではなかったかなと、こう思います。なぜこのようなことになったのか、ひとつ教えていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 議員ご指摘のとおり、平成24年度の事務報告につきましては先ほど私が申し上げましたとおり、面積につきましては記載してございます。販売額についてはたばこ恐らく組合等からの情報を記載しておりませんので、24年度につきましてはハイフン、横で、戸数は示されてございませんでした。今年度1戸というふうなことで記載してありますが、誤記によるものというふうに思います。これにつきましては再度調べさせていただきますして、本会議中にもう一度ご答弁申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ですから、結局我々にこういう立派な事務報告というのが出ているわけですね。そうすると、1カ所だけでもって間違いということになると、この本1冊が全編で適当に書いているのかというように解釈をされても仕方がないということになるのです。ですから、私はいつも間違わないように書きなさいということで時々質問をして、次の年はきちっと書かれているなというのが私の実感だったわけですが、今回このようなことがあったわけでございますので、ひとつどようになったのか、後できちっと答弁をしていただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） ほかにございせんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） ご質問いたします。

まず、決算審査の今の監査委員からの説明書の中からまずお伺いいたします。国民健康法の運営協議会の私、会長をやっておりますから、その内容については担当者のご苦労よくわかっております。その中であえて質問いたしますが、収入未済額が8,500万、8,600万近くになっておりまして、これはもう尋常でない数字になっております。確かに保険税の要するに所得に対する比率が8.4ということでもかなり高めの設定になっておりまして、県内でもこの率が高くて、国保税の負担が高いということで、町民のお叱りも受けていることも事実です。それに伴って滞納もふえているというのが現実だと思います。ですから、町長、今後税率の、要するに賦課基準の税率をやはりどうにかすることも一つの検討課題かと思っております。それに対して町長、今後どういうふうにお考えになるかということで、まずお聞きしたいと思います。

それから、それに伴って各種の未済があるわけですが、皆さんにもよくお知らせしていただくという意味で、この国保税の収入未済額の実人数、それから最高で幾らぐらい滞納があるのか。その辺の内容もお知らせしていただければ、広く町民に公開するわけですので、ひとつよろしくお伺いいたします。

それから、簡易水道関係特別会計の件ですが、これもかなりの未済額が生じておりまして、使用者の公平性からいえばかなり不平等を来しております。また、一般会計から繰り出ししているわけですから、水道のないところはちょっと不公平感があるかと思っております。これも実質的な人数、それから最高で幾らになっているか、その実質的な数字をお知らせしていただきたいと思っております。

それから、収入未済額が5,951万9,000円となっておりますが、そのほかに1万六千何ぼだったっけな……何か事務費で収入未済になっているのです。1万6,400でしたっけ。この事務費の未済というのは何なのか、ちょっと私理解できないものですから、143ページ、事務報告書の143ページだったかな……143ページの収入の部の使用料及び手数料で、事務手数料で1万6,470円です。失礼いたしました。1万6,470円の収入未済額として計上されておりますが、この手数料の未済というのは何なのか、教えていただきたいと思えます。

それから、同じく13ページに移りますけれども、性質別決算額の状況なのですが、昨年度、25年の義務的経費が35.7%として、前年度の45.5%から10ポイントぐらい下がっております。それで、23年度は37%ということで、義務的経費が単年度によって10ポイントも上下するというこの理由というのがよく理解できないのですが、上の表を見ますと扶助費がかなり……56.4%減っているということですが、この扶助費の減った理由をまずご説明を願いたいと思えます。

それから、同じく15ページに移ります。財産管理の状況についてですが、この中で土地に関して、公民館本館、防雪機械格納庫、除雪ステーションということで、土地の実質面積が減額されております。これは管理ですけれども、財産の移動はないと思うのですが、中央病院の特別養護老人ホームの建設に伴ういろんな施設の撤去でこの数字が出たと思うのですが、財産管理はこれ実質的な所有権移転はないですので、財産管理は町がやっているのでしょうか。その辺のちょっと内容。貸した場合には管理も含めて、管理の分は所有権は移転しないけれども、先に移るのかどうか、その辺よろしく願いたいします。

あと、事務報告の中できのうの一般質問でもあったのですが、道の駅の要するに事業がストップしてしまったということで、実質その測量設計委託費で約800万ほど計上しているわけです。ですから、それだけの委託費をかけて、要するに基本設計をして、そういうことでやるということで始まったわけですが、800万もの公費をかけて委託をして、これをやらないとなると、要するに公費の無駄使いということになると思うのですが、この辺に対する考えを、まず町長、考えをお知らせいただきたい。

では、以上で終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 義務的経費の部分ですが、これについては下の欄に入っています県南・会津・南会津地域の給付事業、これが扶助基金が終了したということで、4億2,171万5,000円減額になっております。その分での義務的経費が減っているというような状況でございます。

あと、それと財産の部分なのですが、財産については、この分については今まで行政財産から普通財産に移行しているということで、財産の組みかえによってかわっているということで、その他の財産のほうにその分が入っている状況になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 簡水に関するご質問にお答えします。

まず、簡水会計の滞納者の人数でございますが、昭和54年から現在まで309人おります。最高額は、396万2,588円を滞納している人が最高額でございます。

それから、手数料の収入未済金の話でございますが、これは簡易水道費の督促手数料、滞納金に対する督促です。ですから、督促分も入らないし、その督促にかかった手数料も入ってきていないということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） それでは、私のほうから県内で一番保険料が高いので検討する余地はあるのかというお話の内容でございますが、基金が今1億2,000万ほど基金がございまして、29年から県を母体とした県一括の国民健康保険に変わるというようなことの内容から、その基金を取り崩しまして保険料のほうに充てたいということで、これは上司である町長とも相談しながら検討してまいりたいと思います。

それから、第2点目の滞納額は幾らかということでございますが、資格証の中からそれぞれお答えしたいと思います。まず、その都度国民健康保険の滞納者に対して資格証を発行している方が5名ございます。それで、一番高額な方が171万7,000円ほどございます。それから、2カ月更新分でございますが、一番多い方で410万円、これは2カ月ごとに保険証をお出しするという内容でございます。それから、4カ月更新、これについては104万3,000円ほど、人数的には13名の方がおります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 道の駅は。道の駅。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 先ほど佐藤盛雄議員の説明の中で財産関係なのですが、公民館については建物ということでご了承いただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 特別会計の国民健康保険税の関係でございますが、このことにつきましては町民課長がおっしゃいましたけれども、議会の皆さんあるいは国保運営協議会の皆さんと協議して進めていきたいと考えております。

また、道の駅の委託料でございます。これは、25年度の当初に組まれた予算でございまして、私も努力したいと、こう思っていました。しかし、実際の経費がどうであるかということを出さない限りは起工できません。ですから、その委託料を使用させていただいたわけでございます。ご理解願います。

（「町長、保険料のあれは」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 保険料の関係は、議会の皆さんと国保運営審議会の皆さんに協議していきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） どうも説明ありがとうございました。先ほどは財産関係で土地と建物間違えました。おわび申し上げます。

まず、保険料、今ほど課長からご答弁いただきました。収納に努力していること、よく存じております。それから、保険税の枠組みも町村から県内一円になるということで、厚労省も今進めるという話ですが、なかなかそれも前に進んでいないということで、2年後に県内一円になるという話も何かちょっと難しいような話なのですが、確かに町単独で国保を運営するにはある程度の基金が必要であるということも承知しております。しかし、県内一円になるということであれば、やはり県内一円の基金会計になった場合に、要するに剰余金を持ち出していくのか、あるいは若松市みたいに財産ほとんどなくて合併するのかということで、いろいろ各町村が問題あると思うのです。ですから、国保税の所得割の税率が高いということで、町長も今後検討するというご答弁いただきましたが、町民の負担を軽減する意味でもやはり基金から繰り入れして、やはり負担をふやすというようなこと努力をしていただきたいと思っております。

それから、国保会計で先ほど聞き漏らしたのですが、昨年度は其中で不納欠損処分しておると思うのですが、その不納処分しているものの内容、要するに収入の見込みがないのか、あるいは法的に手続をとって財産処分等の手続ができなかったのか、その辺の説明をちょっとよろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） それでは、国民健康保険税関係の25年度の不納欠損関係についてご説明したいと思います。

国民健康保険税の不納欠損につきましては、6件、合計189万2,060円という形になります。中身的には、調査した結果、停止事由なのですが、換価財産なし関係と、あとは生活保護開始による停止事由という形になっております。

以上でございます。

（「財産処分できるのかな」の声あり）

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 結局停止事由として換価財産なしというのは、お金にかえる財産がないという形の中身ですので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 国保基金。

町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほど答弁したとおりでございますので、ご理解お願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 再々質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 平成25年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

(「暫時休憩」の声あり)

○議長(佐藤一美君) ただいまより休憩します。(午前11時16分)

○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午前11時25分)

先ほど8番の室井亜男君から調査依頼があった件についてご報告申し上げます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長(佐藤壽一君) 先ほど、8番議員からご指摘をいただきました89ページの事務報告に関する農業振興に関する事務の件につきましてご報告申し上げたいと思います。

まずは、一番最後のほうにこれの出典の資料ということでありますとおり、先ほど申し上げましたが、JA会津みなみ農業協同組合、それからさらに経営所得安定対策実績ということを参照にしております。それで、ここの葉たばこにつきましては経営所得安定対策事業におきます農業の営農の計画というものが出てきます。その中で把握している部分で、田んぼに葉たばこを転作をするというふうな部分が1戸おりまして、それが0.7ヘクタールというふうな記載でここに計上しております。

なお、議員さんにご指摘、誰もがそういうふうにするように、ここの掲載の部分の中で皆さんに間違いのごとく記載する部分もありますので、今後はこういった記載の掲載の仕方もちよっと考えまして、わかりやすく説明しやすいものとしていきたいというふうに思います。どうぞご理解ください。

以上です。

(「了解」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) それでは、室井亜男議員の重点要望関係の実行率なのですが、各集落ごとに見てみますと6割くらいは実施しているのかな。あと、そのほかに実施以外に県等への要望もありますので、そういったものと含めていくともうちょっと高くなるのかなというふうに思います。よろしくご了承いただきます。

日程第3 議案第58号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 次に、日程第3、議案第58号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について説明を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長(室井孝宏君) それでは、議案第58号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い、町税条例を改正するものであります。改正内容につきましては、新旧対照表に沿ってご説明いたしますので、新旧対照表の1ページ、下郷町税条例の箇所をごらんいただきたいと思います。

なお、この条例は公布の日から施行することとなりますが、附則により各条項の施行日が異なりますので、公布の日以外の施行期日につきましてもあわせてご説明いたします。

まず、第23条、町民税の納税義務者等以下第48条及び2ページの第52条の改正は、新旧対照表の比較ではわかりにくいので、改正内容をご説明したいと思います。これらにつきましては、外国法人に対する国税の二重課税、二重非課税の効果的な排除のため、全ての日本の源泉所得を統合して課税対象とする総合主義に基づく従来の国内法が改定後の租税条約に沿った国内源泉所得という枠でなく、日本国内に所在する事業拠点に帰属する所得を課税対象とする帰属主義に見直されることに伴い、法人町民税について国税の取り扱いに準じて所要の措置を講ずる改正であります。施行期日につきましては、平成28年4月1日という形になります。

次の2ページ、第57条及び第59条につきましては、固定資産税の非課税措置の拡大に関する改正内容であります。対象となるものにつきましては、社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する者及び学校法人や社会福祉法人等が就学前の子供に供するいわゆる認定子ども園、また社会福祉法人等が社会福祉法に規定する病児保育事業及び子育て援助活動支援事業を非課税措置の追加とするものでございます。施行期日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日となっております。

次に、3ページ、第82条、軽自動車税の税率及び5ページの附則第16条、軽自動車税の税率の特例につきましては、軽自動車税の改正に伴う改正ですので、新旧対照表とは別に今回の改正をまとめました別紙資料を提出しておりますので、最後にそちらの資料によりまとめて説明させていただきます。

次に、4ページ、附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税特例につきましては、非課税承認を受けた寄附財産を有する公益法人が事前届け出を行わず合併協議によりその寄附財産を他の公益法人に移転した場合、一定の要件の下で特例の継続適用を受けることとなる国税の措置を個人住民税においても同様な取り扱いにする改正であります。

なお、当該財産が公益目的事業の用に供しなくなった場合は住民税を課することになります。施行期日につきましては、平成27年1月1日となります。

次の10条の2につきましては、公害防止設備等に係る固定資産税の課税標準の特例割合について割合を条例で定めることとされましたので、国に示す参酌基準をもとに特例割合を定めるものとさせていただきます。第1項につきましては、汚水または廃液処理施設で3分の1とするものであります。具体的なものとしては、有害な汚水または廃液を排水する特定施設等を設置する工場などの油、水の分離装置であります。

次の第2項につきましては、大気汚染防止法の指定物質、排出抑制施設で2分の1とするものであります。具体的なものとしては、テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置であります。

第3項につきましては、土壌汚染対策法の特定有害物質、排出抑制施設で2分の1とするものであります。具体的なものとしては、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置であります。

第4項につきましては、上下水道に係る除外施設で、4分の3とするものであります。具体的なものとしては、pH調整相当でございます。

第5項につきましては、ノンフロン製品で、4分の3とするものでございます。具体的なものとしては、ノンフロンを利用した一定の業務用冷蔵庫、冷蔵機器であります。これらの施行期日につきましては、平成26年4月1日以降に取得された設備等で平成27年度以降の固定資産税について適用されます。

次の10条の3につきましては、条ずれの改正であります。

次の5ページ、第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例につきましては、いわゆるニーサに係る一部改正であります。内容としては、脱法行為の防止のため、非課税口座内上場株式等を非課税口座から一般口座に払い戻した場合においては、その払い出しの時価での同一銘柄、同一数の譲渡があったものとみなす措置の改正であります。施行期日につきましては、平成27年1月1日となります。

次の6ページ、第22条以下につきましては、改正前の条例において東日本大震災関連の特例が設けられておりましたが、法で定めておることから、条例にそぐわないこととされ、削除するものであります。

それでは最後に、第82条、軽自動車の税率関係につきましては、別途配付させていただきました軽自動車税改正説明資料によりご説明いたします。①として、平成27年度分から税率を約1.5倍、最低は2,000円に引き上げるものとして、これは原付バイクとかトラクター等でございますが、車種区分、原動機付自転車、排気量50cc以下につきましては1,000円が2,000円に、50ccを超え90cc以下は1,200円が同じく2,000円、90ccを超え125cc以下は1,600円が2,400円、ミニカー、これはバギー型でございますが、2,500円が3,700円。軽二輪の125ccを超え250cc以下は2,400円が3,600円。小型2輪の250ccを超えるものは4,000円が6,000円になります。

次の②、平成27年度分から税率を約1.25倍に引き上げるものとしては、その他でございますが、これはローダ等でございますが、4,700円が5,900円となります。

次の③、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから税率を約1.25倍、乗用の自家用につきましては1.5倍に引き上げるものとさせていただきます。したがって、平

成27年4月1日以降に新車を購入した場合について、平成28年度から改正後の税率が適用となります。

なお、平成27年3月31日までに新規登録を受けたものについては現行の税率が適用という形になります。

なお、④として、最初の新規検査から13年を経過した軽4輪自動車については、重課約20%という形になります。車種区分、3輪のもの、3,100円が3,900円、重課で4,600円。4輪以上のもので、乗用の自家用、7,200円が1万800円、重課で1万2,900円、営業用、5,500円が6,900円、重課で8,200円、貨物用の自家用、4,000円が5,000円、重課で6,000円、営業用、3,000円が3,800円、重課で4,500円となる改正でございます。

次に、裏面につきましては乗用自家用の税負担の変化をあらわした表でございます。例として、一番上段の平成25年12月現在、軽自動車を有している場合であります。平成27年度以降も現行の7,200円のままとなり、新規登録から13年を経過した翌年度から重課の対象で、1万2,000円という形になります。例えば平成20年度中に新規登録となった車両は、平成33年に13年を経過しますので、その翌年の平成34年から重課適用という形になります。次の平成26年5月に新車に買いかえた場合につきましても、今ほどの説明により13年を経過するまでの平成39年までは現行のまま7,200円となり、翌年度の平成40年度から重課税1万2,900円となります。次の平成27年5月に新車に買いかえた場合の例につきましては、平成27年4月1日新規登録以降の車両となりますことから、平成28年度から1万800円となり、13年経過後の翌年、平成41年から重課され、1万2,900円となります。次の平成27年5月に中古車に買いかえた場合につきましては、新規登録が平成27年3月31日までの車両は現行の7,200円の税率となり、13年を経過した翌年度から重課され、1万2,900円となります。例としまして、平成20年度新規登録の中古車は平成34年度から重課の対象という形になります。

なお、既に登録から13年を経過した車両につきましては平成28年度から重課の1万2,900円という形になります。これらの施行期日につきましては、平成27年4月1日という形になります。また、今ほど説明しましたように平成27年3月31日以前のものに関する経過措置がございます。

なお、今回の改正は昭和59年度からの税率引き上げ以来30年ぶりの改正という形になります。

以上、今回の改正内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 大分上がるようになるみたいですが、今これ下郷町で原付自転車または軽2輪、小型2輪、特殊トラクター、耕運機、または軽自動車、全部合わせて今の既存のもので上がった場合にどのぐらいの、総額でも結構ですが、各バイクは、自動2輪は何台でどのぐらいということ、総合計でどのぐらい税金というものがふえるのか、

教えていただきたい。

もう一つ聞きたいのは、これだけ値上げをするわけですので、途中で車のナンバーを抹消した場合、普通の乗用車、普通車というものは後で県税からお金が郵便局振り込みで……銀行ですか、振り込みで返ってくるのですが、この税金は途中でナンバーを抹消した場合、返すのでしょうか、返さないのでしょうか。

もう一つは、バッテリーカーなんていうのがありますよね。ゆっくりばっばと。あれは、税金は今までも取られていなかったのか、教えていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） まず、軽自動車税の基準日は4月1日において所有するという形になりますから、平成27年3月31日まで登録した軽車両につきましては現行の税率で変更はございません。ということは、対象となるものは原付バイクやトラクター等の小型特殊自動車という形になります。平成26年4月1日現在の課税台数をもとに試算しますと、対象数でバイク等が約505台、トラクターやローダ等の小型特殊が818台、合計1,323台で、税収としては68万6,800円の増収を見込んでおります。

抹消した場合につきましては、今ほど申しあげましたように4月1日現在において所有する軽車両の1年分の自動車税という形になりますので、返還はございません。

あと、バッテリーカーにつきましては少々お待ちください。

（「議長」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ちょっと待って。バッテリーカー……

（「後でいい」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） この税金の切符をその人に渡すわけですが、車検を受けるときにその切符がないために役場の税務課に来て、一々申請書をもらって、車検を受けるために必ず町村の切符が必要になるのですが、そのときの納税証明書の諸費用の手数料というものが県のほうに行けば車検のときはただなのですが、車検でないときにとると手数料が県のほうは取っているのです。そういうことを考えた場合に書類、または職員が手間をかけるわけですから、そういうふうなものを取る方法というものはできないのでしょうかということをお前申し上げたのですが、できないということですが、もう一回聞きますが、そういうようなときの諸証明書の手数料というものが取れないのかどうか伺います。

もう一つは、車によく車検を切れたり、または車のナンバーがないために下郷とかかった赤い枠のナンバーを借りて、斜めに入った車を借りて、それをつけて歩くわけですが、それが仮ナンバーで750円取られるわけですが、前、何年も前に言ってそれをつくらせたことがございますが、大分古くなってございますので、それほど金もかからないと思いますから、仮ナンバーの新しいのを1つつくったらいかがなもの

でしょうか。税務課長、新しくつくったらどうですかとご提案申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君、答弁を求めます。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 手数料の取る、取らないにつきましては、条例の改正が必要でございますので、それによって判断したいと思います。

あと、仮ナンバーにつきましては税務課の所管でございませんので、窓口のほうの臨時運行許可の関係でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 代行用のナンバーですが、私も見まして、大分古いようでございます。これについては買いかえ等の検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤一美君） 再々質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 下郷町税条例の一部を改定する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 次に、日程第4、議案第59号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 議案第59号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、クラインガルテンの使用期間、これまで最長5年間使用

可能としておりましたが、ラウベ等にあきが生じた場合には、さらに3年を限度に使用期間を更新できるようにするための一部改正というふうなことであります。その内容につきましては、条例改正に係る新旧対照表でもって説明しますので、12ページ、最終ページですけれども、12ページをお開きください。

12ページ、改正前の欄になりますけれども、別表で使用期間、毎年4月1日から3月31日まで最長5年間使用可能と規定しておりましたこの使用期間を、前のページ、11ページになりますけれども、11ページの改正におきまして本則中に第5条ということで書き起こしまして、新たに第5条の第3項としまして、こここのところにさらに3年を限度に使用期間を更新できる旨の条文を加えるものでございます。これに伴いまして改正前の第5条を第5条の2としまして、第7条、第9条、裏のページになりますけれども、第10条につきましては引用条項の整理をするものでございます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） お伺いいたします。

このクラインガルテンは、農地にラウベをつくって、あるいは農地を含めて30棟の供用をしているわけですが、この農地に建物を建てる場合に農地法の特例除外という規定で農業委員会の許可をとったと思うのですが、それは5年という年限を区切って農業委員会の許可とっているのだと私は理解しているのですが、さらに同一に3年を延長してやるといった場合に、農地法の法令違反にならないのかどうか、まずそれをお伺いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまの5年の許可をとってというふうなお話でございますけれども、市民農園の整備促進法というふうなことがございまして、そちらのほうで許可をとった5年ではなくて、市民農園としての許可をとったということで、市民農園開設の認定というものを農業委員会に上げまして、その許可をとった。5年間というふうな部分の許可ではなくて、市民農園をそこに設置しますよと、開設しますよというふうな法令のものの許可をとったというふうな内容になってございます。さらに、別個の部分の中で5年というふうな部分は市民農園法ではなくて特定農地貸付法というふうな部分の中で5年というふうな部分を大まかにというようなことで規定してございます。お一人の方が5年を過ぎたというふうな部分の中ではいろいろ規制等々あるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） そうしますと、市民農園、クラインガルテン設置するときに、要

するに農地法の特例基準で設置を許可するというと、これは5年という年限の縛りはなくなるということですか。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

佐藤壽一君。産業課長。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまおっしゃるとおり5年間でなくて、市民農園法でもって、そこに市民農園、クラインガルテンを開設しますよというふうな内容の承認というふうなことになっていますので、その市民農園が続く限り、5年だろうが、10年だろうが、先まで開設はオーケーですよというふうな意味合いの許可をとっているというふうなことでございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） そうしますと、設置に関する特例で5年という年限というのは、何でそれ5年という年限が入っているのか。要するに市民農園法で、そこに設置する場合には、設置する限りは法の縛りは関係ないということであれば5年と年限を区切らなくてもいいと思うのですが、何で5年と年限を区切って特例で農転の許可をいただいたのかと、何で5年という年限を入れたのか、その辺が私は理解できないのですが、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまのもう一度整理して申し上げますと、市民農園整備促進法というふうな部分は、町が公共団体が市民農園をクラインガルテンをあそこに開設します。そのときに農地法で建物等も建てますので、市民農園を使うというふうな部分なので、農業委員会のほうにまず許可をいただいて、市民農園としてずっと認めますよというふうな部分が1つ。さらに、ご指摘の今度使う側の今度条例にかかわりますけれども、使う側のことにつきまして、何で5年間と限定したかというふうな部分のところに特定農地貸付法というふうな法律がございまして、その特定農地貸付法では、農地でするので、10アール未満の農地にしなさいと。さらには5年が適当ですよというふうな部分でございまして、本町では最初に当初開設の時から条例制定の部分の中では1年ごとの契約して、最長5年間というふうなことにした経緯がございまして、ただし、これの特定農地貸付法は平成元年の9月11日に設定された部分でございまして、その中で農林水産事務次官依命通知というふうなものがございまして、その中でもうたっている部分でございまして、特定農地貸し付けに係る貸し付けの期間は5年を超えないこととされているというふうなことです。これは、1年程度の短期間ではおのずから作物の選定が制限されるとともに時間をかけて土作り等を行うことができないこと、逆に10年というふうな程度の長期間を認めた場合はできるだけ多くの人に農地の利用をしてもらおうというふうな趣旨が全うされないおそれがあるということで、5年という期間が適当であると考えられることによるものであるということで定義づけをしております。その下文の下の方に、また期間満了時に更新を行うことは可能であるので、借り

たい人の意向を把握しつつ適切に対応すべきであるというふうな文言がございまして、そちらの部分の中で、これは隣の我々下郷町クライנגアルテンつくるときに研修をしてきました新潟県小千谷市のほうのおぢやの里のクライングアルテンのほうの中でも同じように5年が限度ですよ。ただし、あきがあった場合、さらに3年間、これは10年ですとやっぱり長いだろうというふうな部分ですので、本町としましても3年間というふうに、さらにというふうなことでつけ加えさせていただいているところです。

なお、契約者につきましては単年度、単年度、1年ごとの契約になるわけがございまして、ほかの町村では今ほどの特定農地貸付法に係る部分の中で、クリアするためではないかもしれませんが、1年ごとの契約で順次10年もいるよというふうなところも全国にはあるというふうなことでお聞きしております。

以上です。

○議長（佐藤一美君） これで佐藤盛雄君の質問を終わります。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 今課長の答弁であるのですが、特定農地貸し付け、要するにこのクライングアルテンをやるときに農業委員会を通して、農業委員会で一応認めていると思うのです。そうした場合に、今回この条例を出すために農業委員会をまず通していただけるのかどうか。通していなかったらやっぱりおかしいのではないだろうか。私は、農業委員会のほうの許可をもらってから、この条例を出すべきではないだろうか、こう一応思いたいのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 先ほど話出ましたとおり、市民農園開設の部分につきましては、ここに市民農園を開設させてくださいというふうなことで農業委員会に承認をいただきました。今度は中身の部分の中で、貸し付ける場合に5年を限度、さらに3年間というふうな部分は町のほうの貸し付ける側のことですので、私の思いにはそういったところまで農業委員会のお話というところまでは至っておりません。それが抵触するかどうかはちょっと農業委員会のほうのお考えで聞いてみないとわからないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再質問ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） まず、農業委員会のほうから一つ答弁を求めたいのですが、この特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の概要ということがここにあります。特定農地貸し付けの定義、農地を貸し付けて、次に掲げる要件に該当する者という3番目に貸付期間が5年を超えないこと。先ほど適当に5年を超えないと課長が言っていますけれども、ここには貸付期間が5年を超えないこと、こう定義づけられているわけがございまして、そうした場合には私はこれの農業委員会を一応通して、この条例が通さないで一応やるということになればちょっとおかしいのではないだろうかという

ことで、クライנגアルテンは特定農地貸付法により農業委員会の承認を得て、市民農園法の指定を受けており、特定農地貸し付けの中で貸付期間が5年を超えないことが条件とされていたことから、ラウベの貸付期間も5年とした経緯があると、こういうふうなことが農地法の貸し付けであったわけですが、農業委員会として条例の前に認めるのか認めないのか、どっちなのだということを農業委員会にお聞きいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

農業委員会事務局長、湯田真澄君。

○農業委員会事務局長（湯田真澄君） 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の第3条の中で、特定農地貸し付けを行うとする者は申請書に貸し付け規定等を提出して、農業委員会の提出を求めるとなっておりまして、貸し付け規定の中には所在地の地番面積及び募集及び選考の方法、さらに貸し付けの期間、その他の条件というふうになっております。今回の案件につきましては、貸し付けの期間及びその他の条件に該当するものと思われますので、農業委員会の承認を必要とすると考えられると思います。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 先ほど言った農地法の特例の概要の中の特定農地貸し付けの承認というところの中身を見ますと、特定農地貸し付けを行おうとするときは申請書に貸し付け規定を添えて農業委員会へ承認を申請するということになってございます。農業委員会は、承認の申請が周辺の地域における農用地の農業上の効率かつ総合的な利用を確保する見地から見て、農地が適当な位置にあるなど一定の要件に該当する場合は承認をする、こういうふうなうたってございますので、農業委員会というものがこの条例の前に私はやったということはおかしいのではないだろうか。ですから、これどうかわかりませんが、ここを撤回をして、この次に出したほうがいいのではないですか。法律を違反してまで私はやる必要ないのではない。答弁を願います。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいま農業委員会のほうのご意見をお聞きしました。ちょっと若干食い違いがございますので、お時間をいただきまして、その間に調整させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） それでは、暫時休憩します。（午後 零時05分）

○議長（佐藤一美君） 再開に先立ち1番、星正延君から通院のため早退する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、再開いたします。（午後 1時00分）

お知らせします。議場内が気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

それでは、答弁を求めます。

農業委員会事務局長、湯田真澄君。

○農業委員会事務局長（湯田真澄君） 先ほど特定農地貸付に関する農地法等の特例に関

する法律、この中で農地の貸付期間の変更ということで私、申し上げましたが、これについて検討した結果、農地の貸付期間につきましては平成20年4月の1日から5年間ということで既に農業委員会で承認を出しておりますので、農地の貸付期間については移動はございません。今回町のほうで上程いたしましたものにつきましては、その運用に係る内容でございますので、今回の特定農地貸し付けに関する法律には該当しないというふうに回答いたします。

○議長（佐藤一美君） 質問ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、この条例についての質問いたします。

まず、今回空室、空き家が出たことによる条例化という方向を示したと思うのですが、まず空き家が現在入居していないところは幾つあるのか。それから、その理由、空き家が出た理由をどう考えているのか。

それと、まず募集するに当たりまして当初1回目、2回目、最初ラウベが完成した第1期完成、第2期、3期に分けてつくっておりますが、1回目、2回目は雑誌等広く、大げさに言いますと全国民に向けて公告を出しております。近年そういった募集の方法はどのような募集の方法をとっていたのか、これをまずお聞きいたします。

それから、先ほど法的な部分に移りますけれども、今回3年延長するに当たり、延長することを認めるというのは確かにご説明あったとおり、この貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行についての部分の第3条の4の(3)ですか、に出ておりますから、再度貸し受けということは可能ではあるだろうとは思いますが、ここでこの条例には書いてありませんが、附則なのでしょうか。読ませていただきますと、「再度借り受けを希望したときに、この者を優先するような場合等は「公平かつ適正」の範囲を超えないものと考えて差し支えない」とありますが、今回の3年延長においての条例において、この解釈をどういうふうにしているのかということをお尋ねします。

それと、今回先ほどお二方の質問の中にもありましたが、今回条例化するに当たっての農業委員会等のほかの団体、県、国等も含めましての関係法律における手順を改めてお聞かせもraitたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 4点ほどお話ありました。

1点目の空き理由でございますけれども、これは個人的な部分がございます。一旦満杯になったときもございませぬ。それで、利用者によってはご家族、ご家庭の都合で延長できないというふうなお話も聞いております。そういった部分の個別の理由はいろいろあるかと思っておりますが、大きな部分の中では原発事故の影響というふうな部分も風評被害の部分の中で多々あるものというふうに理解しております。

続いて、2点目の募集の方法というふうなことでございますけれども、町のほうでは今年度のことを申し上げますと、8月に「田舎暮らしの本」というふうな部分がござ

います。その部分の中で掲載をしました。また、ホームページ等ではクラインガルテンのホームページありますけれども、そのところでお知らせをしているところでございます。また、8月におきましては、今年ですけれども、東京のほうで南会津郡の関係そろいまして、定住・二地域居住の説明会というふうな部分を都会者の皆さんに向けた催し物がございました。本町からも2名参加しまして、クラインガルテン等々につきまして一生懸命アピールしてきたところでございます。

3番目の延長に関する公平、適正というふうな部分ですけれども、空きがあった場合でございますが、さらに空きがあつて、一応審査をするというふうなことになってございます。さらに、空きよりも応募者のほうが多い場合は公平に抽せんというふうな形をこれまでもとっておりましたので、今後もそういった方向で進んでいきたいと思いません。

さらには、今ほどの条例提案するに至るまでのということで、大変申しわけございませんでしたけれども、私どものほうで隣近所に言いながら、農業委員会のお声がけはいたしませんでした。大変その辺は事務方として申しわけなく思っておるところでございます。さらには、参考というふうなことで、先ほど小千谷市のことを言いましたけれども、小千谷市も同様に5年から3年になった経緯を聞いたり、さらにはほかの宮城県の丸森町のクラインガルテンの条例に関しても聞いたり、さらには本町のクラインガルテンをつくった補助団体の外郭団体、東京にありますけれども、ここがクラインガルテンに関する部分の事業について全国津々浦々部分の情報を持っています。こういった場合抵触しないのでしょうかというふうな部分も、そういったところの事務局のほうに問い合わせて、今回の提案になった次第でございます。

以上です。

(「空き家何軒」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 産業課長。

○産業課長(佐藤壽一君) 1点抜けておりました。

現在のあきですけれども、30棟のうちの4棟が空きの状況でございます。年度当初ですけれども、当初は25棟で、5棟が空きというふうなことだったのですが、そういった努力もあつてか、途中、7月に今年度お一人方入っております。

以上です。

○議長(佐藤一美君) 再質問ありませんか。

(「その前に答弁漏れがあります」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 農地法の手順。

産業課長。

○産業課長(佐藤壽一君) 農地法の手順というふうなことです。再度になりますけれども、本来ですと農業委員会等に問い合わせ等やればよかったです。先ほど言ったように私どものほうでそういった部分を怠った。しかしながら、その部分に関しまして先ほど繰り返しになりますけれども、新潟県小千谷市、宮城県丸森町、さらにはクラインガルテンの補助をつけていた団体、東京に、名前はちょっと忘れましてけれども、団

体がございます。そちらのほうでそういった農地、先ほど言った特定農地貸付法あるいは市民農園整備促進法につきまして法律的な部分についてはそういったところからアドバイスをいただいて行って来たというところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） まず、募集の件でございますが、先ほども申し上げましたが、広くいろんな人に使っていただきたいという部分で期間が5年が適当であり、公募をしないということがこの特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の施行についてに書いてあります。今回雑誌「田舎暮らしの本」に8月に掲載したということですが、8月発行はいつなのかと、この発行部数をお尋ねいたします。

そして、その結果のこういった公募に関してのその後の問い合わせと、契約に至らない場合でも問い合わせも含めた反応はどうだったのか、お聞きいたします。

次に、条例化に当たってのいろいろ情報収集で他町村で既に5年プラス3年延長という事例をもとにつくったということですが、ほかの町村でそういった条例化がなされていたということで、そのなされていた事実のみを大事にして、その間の手続等がおろそかになったと思われまますので、そういった条例化に当たる、条例制定における条文の法律というとおかしいですが、関係する上位の法律の調べ方、調査の仕方、先進地の事例だけでなくそういった関係法律の調べ方はどうだったのか。それによって今回のこういった事態になったと思われまますので、そこいら辺をはっきりしていただきたいと思ひます。

それと、空き室で条例延長によって空き室を埋めるという考え方がもたになっていますが、先ほど言った法律の中では広く誰もが使えるような意味合いの法律としてできています。それを曲解しないように。今回延長ができると確かにこの法律には書いてありますが、その前に一般公衆に広く農業体験の機会を持ってもらうという文言が先に書いてありますので、先に書いてある文言というのが大事なわけですから。それを考えた場合、空いているから3年延長で空き室を埋めて幾らかの使用料をいただこうという考えもありますが、絶えず空き室は幾つか置いておいて、絶えず公募をして、正規な契約で入っていただけるような公募の仕方もあるはずなのです。なぜ今回3年延長で空室を埋める方向にばかり目が行ったのか、そこいら辺をもう少し詳しくお聞きいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまの1点目、発行日でございますけれども、「田舎暮らしの本」は9月3日に発行になってございます。会社は、株式会社宝島社というふうなところで、発行部数については承知してございません。

なお、かなり部数というか、「田舎暮らしの本」はそれなりの目的を持った人の方のみが余計見るといふふうなことで、有効だといふふうなことでここに掲載してございます。さらに、何回もおっしゃっていますが、法律はどうだったかといふふうなお話ですけれども、例えばほかの町村の部分の事実としてこうなったといふふうな条文ばかりを見たわけではございません。その経緯あるいはその後ろにありますが市民農園整備促進

法あるいは特定農地貸付法というふうな部分も勉強させていただいた部分でございますので、そういった部分も法律関係についての手続をおろそかだったのではないかなど。ただ、何回も言いますとおり農業委員会に対する連絡、調整等がちょっとおろそかだったということについては反省させていただきたいというふうに思います。

あと、空き家を埋める方向にばかりというふうなことをおっしゃっておりますけれども、今回の条例につきましてあきラウベ等があった場合に限りというふうな表示をしております。優先的に必然的に5年からその人は3年また延長できますよというふうなことでなく、一旦広く公募しまして、今ですと4棟の部分があいております。それから、5年目の方が6人おります。合わせて10棟公募しまして、その中であきがあった場合について、さらに今いる5年の方が希望する場合はまた審査しましてやりたいというふうなことでございますので、あくまでも広く体験持ってもらおうというふうな部分についてもそういった考えはございますし、それだけ埋めるだけというふうなことで延長ばかりを考えていたというわけではございません。

以上で3点だったかと思いますが、お答えしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 条例提案の理由の説明の中で空きラウベに対して3年延長ということですので、いろいろ手を尽くしています。今回目的は、空き家対策ではないよということも私からすればちょっと当初の説明とは違う空き家対策ではないよというような担当課長からのお話が出てきましたが、そこいら辺は言った、言わないになってしまうので、これ以上言いませんけれども、それと法的にちゃんと勉強してやりました。ただ、農業委員会との意思の疎通が足りなかった。ただそれだけですということですが、であれば当初室井議員が言った時点で、それがすぐ回答になっていたはずですが。それが1時間休憩後にやっと意見調整ができて、ああ、これこれこういうことだというふうな、私はそういうふうな今回の1時間の間に何があったかはわかりませんが、恐らくそういった話でまとまったのだろうと推測します。当初同僚議員たちからの質問で、もし勉強しているのであればもうすぐに答えが返ってこなければおかしいわけですから、それを今私の質問に対して勉強してきました。ただ、農業委員会との意思の疎通がなされていなかったというのが後づけの理論としか聞けないので、それも今さら言ってもしょうがないので、今後こういった条例化等必ず町単独の条例ということができますから、そういった部分においてはやはり上位の法律、手続等をしっかりとやっていたかかないと、我々議会としても大変判断悩ますこととなりますので、ひとつその点はしっかりとやっていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 要望ですね。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで7番、猪股謙喜君の質問を終わります。

ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第60号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第2号）

日程第 6 議案第61号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 7 議案第62号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第63号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第64号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第65号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤一美君） この際、日程第5、議案第60号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第2号）、日程第6、議案第61号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第62号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議案第63号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第64号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第65号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの件6件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第60号につきましては総務課長、星敏恵君、議案第61号及び議案第62号につきま

しては町民課長、星昌彦君、議案第63号につきましては健康福祉課長、渡部善一君、議案第64号につきましては建設課長、室井一弘君及び議案第65号、産業課長、佐藤壽一君、順次説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから議案第60号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第2号）について、主なものについて説明させていただきます。

13ページをお開きください。既決予算の総額に9,643万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億5,909万7,000円とするものであります。

初めに、18ページをお開きください。第2表の地方債の補正について説明させていただきます。初めに、過疎対策事業債の一般分でございますが、過疎対策事業債を予定していました消防救急デジタル無線整備事業、1億920万及び消防自動車更新事業、900万、合わせて1億1,820万円が過疎債の県の配分枠が県の要望額よりも大幅に下回ったことから、県全体での調整が図られました。そのために東日本大震災を教訓とした即効性のある防災、減災のための地方単独事業を対象とする19ページの一番下にあります緊急防災・減災事業債の振りかえる形になった限度額の補正でございます。

18ページに戻りまして、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の確定に伴う限度額の増額計上でございます。

19ページをごらんいただきまして、補助・直轄災害復旧事業債につきましては台風11号による十文字堰改修工事費の実設計画委託費の工事分と実設計画委託費の記載対象額650万円の限度額を補正計上したところでございます。

続いて、23ページをお開きいただきたいと思っております。歳入についてご説明申し上げます。9款の地方交付税につきましては、普通地方交付税の交付額の決定によりまして5,402万7,000円を増額計上するものでございます。

続いて、25ページをお開きいただきまして、14款県支出金の9目災害復旧費県補助金につきましては台風11号による十文字堰災害復旧工事の農業施設災害復旧費補助金として、工事費1,800万円の65%分、1,170万円を新たに計上するものでございます。

次に、17款の繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、平成25年度の繰越金及び普通交付税の増額確定に伴いまして8,000万円を基金に戻し入れるものでございます。

次に、26ページをお開きいただきます。18款の繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴いまして9,325万1,000円を増額計上するものでございます。

次に、20款の町債につきましては、先ほど地方債補正のほうで説明いたしました、消防救急デジタル無線整備事業及び消防自動車更新事業、合わせて1億1,820万円が過疎債から4目の緊急防災・減災事業債の振りかえとなるもので、消防自動車更新事業につきましては既に額が確定しておりますので、50万円の増額となっております。起債の交付税措置につきましては、元利償還金の70%が過疎債と同様に措置されるものでございます。同じく5目の災害復旧事業債につきましては、十文字堰の災害復旧事業費として新たに650万円を計上するものでございます。

以上が主な歳入でございます。

続いて、27ページをごらんいただきまして、歳出についてご説明申し上げます。2款総務費、2目の文書広報費では、災害時に提案理由でもございましたが、住民、観光客との災害避難情報などを一斉配信する緊急速報エリアメールを新たに整備する回線使用料及び工事費で31万3,000円を新たに計上してございます。同じく10目の諸費については、庁舎内の次期システム構築のための費用については、これまでシステム会社が株式会社福島情報処理センターから次期システムの導入業者が株式会社ラックとなりまして、今年度からの新たなシステムの移行のための手数料等の経費、12節で1,065万円を増額計上しております。それで、株式会社ラックとの契約の場合については当初から構築費については発生しないという提案でございますので、その発生費、行政システムリース料4,000万円を減額計上するものでございます。

次に、28ページをお開きいただきしたいと思います。3款民生費、4目のしもごう保育所の13節の委託料でございますが、雨漏りの調査が終了しましたので、雨漏り箇所の特定ができたということで、次年度に工事施工をするための設計委託料172万円を新たに計上したところでございます。

次に、29ページの4款衛生費の2目予防費の各種予防接種委託料203万5,000円を増額計上につきましては、水痘、高齢者肺炎球菌の予防接種が26年の10月1日から定期の予防接種になったことから、予防接種委託料を増額計上したところでございます。

次に、4款の衛生費の1目簡易水道の繰出金182万7,000円につきましては、会津縦貫南道路小沼崎バイパス工事に伴う田代地区の水道管移設設計委託料の消費税相当分24万4,000円、倉楡地区の圃場整備事業に伴う町道楡原裏通り線の水道管移設工事の県補償金を除いた額158万3,000円を簡易水道会計に繰り出すための増額計上となっております。

次に、30ページをお開きいただきしたいと思います。6款の農林水産業費では、3目農業振興費の11節需用費及び12節の役務費につきましては、提案理由でも申し上げましたが、今年度より農地の借り入れ、貸し出しが町が農地中間管理機構による一部委託を受けるということで、その事務費として新たに計上したところでございます。

次に、8款土木費、2目の道路維持費の14節の使用料及び賃借料につきましては、大雪時に対応するための除雪機械の借り上げとして130万7,000円を新たに補正計上してございます。

15節の工事請負費2,100万円、3目の道路新設改良費の15節工事請負費350万円につきましては、設計諸経費等による増額計上となっております。同じく13節委託料につきましては、町道湯野上中山線、大沢入りの拡張工事に伴う測量設計委託料として300万円を増額計上してございます。

次に、31ページをごらんいただきまして、3項の河川費では沢入集会所の裏、土砂崩れによる測量設計委託料として200万円を総額計上してございます。5項の住宅費では、姫川団地の地質調査委託料として580万円を新たに計上したものでございます。

次に、32ページをお開きいただきしたいと思います。9款消防費の2目消防施設費の15節工事請負費につきましても、設計諸経費等の率等の増によりまして140万9,000円を増額計上となっております。

19節負担金補助金及び交付金については、成岡の屯所の屋根補修の工事に対する補助22万4,000円、中山火の見やぐら屋根補修工事に対する補助11万2,000円を新たに計上するものです。

その下、10款の教育費の19節負担金補助及び交付金につきましては、十文字地区の集会所の改修工事として、補助する12万円を新たに計上してございます。

次に、33ページをお開きいただきまして、11款災害復旧費の1目農業施設現年災害復旧費につきましては、台風11号による災害で十文字堰災害復旧事業費として1,800万円を新たに計上してございます。同じく2項の公共土木施設災害復旧費につきましては、台風11号による大松川音金線の災害復旧のための委託料として300万円を計上。町道大松川宮内線の災害復旧費として15節工事請負費250万円を新たに計上してございます。

次に、34ページをお開きいただきたいと思います。12節公債費につきましては、平成15年度借入れの臨時財政対策債、減税補填債の借入れ利率の変動によるもので、なお補正で1目元金については102万円の増額補正。2目の利子につきましては、227万7,000円の減額補正となっております。

次に、14款予備費につきましては、4,343万1,000円を増額計上いたしまして、財源を調整するものでございます。

以上が一般会計の主な補正内容について説明させていただきました。よろしく願います。

○議長（佐藤一美君） 次に、町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） それでは、私のほうから議案第61号の平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書35ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,960万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ9億9,943万4,000円とする内容でございます。

まず初めに、歳入をご説明申し上げます。議案書41ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入でございますが、1目国保基金繰入金でございますが、これは退職者医療交付金の額が確定し、支払基金に還付金が生じたことから、国保基金から1,000万円を繰り入れ増額し、国保基金繰入金の額を2,000万円とするものでございます。

次に、10款繰越金2の目、その他の繰越金でございますが、平成25年度の決算額の確定に伴いまして、960万3,000円を増額しまして、繰越金総額を5,890万3,000円とするものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。42ページをお開きいただきたいと思います。11款1目一般被保険者保険税還付金でございますが、保険税の修正申告により、納税者に返される還付金で、40万円の増額補正でございます。

3目の償還金でございますが、これにつきましては平成25年度の退職者医療療養給付費の交付額が給付実績よりも超過交付であったということで、返還金で1,349万7,000円の補正増でございます。

続いて、12款予備費につきましては、繰越金の見込み増によりまして財政調整により

570万6,000円を増額しまして、予備費総額を2,242万7,000円とする内容でございます。

続きまして、議案第62号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。43ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出の総額に8万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7,186万3,000円とするものでございます。

49ページをお開きください。2の歳入でございますが、1目繰越金8万5,000円につきましては、連合会の会計年度処理事務が3月31日までということであることから、出納整理期間に4月、5月までに納入された分を繰越金として計上しまして、50ページ、歳出の2款後期高齢者医療広域連合会納付費に同額で8万5,000円を増額計上いたしまして、広域連合会のほうに支払う内容でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 次に、健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、議案第63号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

51ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,745万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,007万4,000円とする提案内容でございます。

内容についてご説明申し上げます。初めに、57ページをお開きください。2の歳入についてご説明申し上げます。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金及び2目の地域支援事業交付金（介護予防事業）につきましては、平成25年度分の介護給付費の給付実績及び地域支援事業、介護予防事業の実績が見込み額を上回ったことから、追加交付額としてそれぞれ増額計上するものでございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目のその他の一般会計繰入金につきましては、平成25年度の介護認定審査会の審査件数の確定に伴う認定審査会費の減額により、7万5,000円を減額計上するものでございます。

次に、8款繰越金につきましては、平成25年度の繰越額の確定に伴い、1,554万1,000円を増額計上するものでございます。

続きまして58ページ、3の歳出についてご説明申し上げます。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目の認定審査会共同設置負担金につきましては、先ほど歳入の中で申し上げましたが、平成25年度の介護認定審査会の審査件数の確定に伴いまして、南会津地方広域市町村圏組合負担金の認定審査会費7万5,000円を減額計上するものでございます。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目の償還金につきましては、平成25年度の介護給付事業及び介護予防事業、包括的支援事業の実績に伴いまして、超過交付されました交付金を平成26年度において国及び県に返還する額として1,478万円を増額計上するものでございます。

10款の予備費につきましては、財源調整により274万5,000円を増額計上し、予備費の総額を695万1,000円にするものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、59ページ、議案第64号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出総額に656万5,000円を追加し、歳入歳出総額を2億2,544万1,000円とするものであります。

それでは、歳出のほうから説明させていただきます。66ページをごらんください。まず、委託金でございます。委託金328万4,000円を計上しております。小沼崎バイパス工事によって田代集落内の水道管を移設する必要性が生じたことから、この測量設計委託料328万4,000円を計上するものです。

次に、工事請負費318万2,000円を計上させていただいております。これは、さきの6月定例会において補正させていただきました倉檜地区圃場整備事業における水道管移設のための測量設計が完成したことから、この移設工事費を計上するものでございます。

次に、歳入を説明させていただきます。前のページにお戻りください。歳出で説明した事業は県よりの委託事業であるから、県からの委託金が交付されることとなっております。このため県委託金として款9 県支出金委託金として463万9,000円を増額計上させていただいております。倉檜地区の水道管については、16年前に布設した管であることから、減耗損率が適用されるため、事業費の満額は交付されず、159万9,000円のみ交付金となっております。このため繰入金として款3の繰入金に158万3,000円の不足分を繰り入れるものでございます。また、田代地区の水道管移設測量設計委託料についても水道会計が消費税の課税業者となっていることから、委託料に係る消費税相当分については県の交付金から除外されるということで、この委託金としては304万円のみ交付されることから、一般会計より24万4,000円を消費税分を繰り入れるものでございます。このためこの一般会計からの繰入金、高料金対策として24万4,000円を計上するものでございます。繰越金については、25年度の決算の確定によって9万9,000円を繰越金として増額計上するものでございまして、この分については予備費に同額を計上させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 67ページになります。議案第65号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,594万5,000円とするものでございます。内容につきましては、73ページをお開きください。その内容でございますけれども、このほど平成25年度の会計で歳入歳出差し引きゼロの決算が確定したことから、今回繰越金を100万円減額し、予備費においてその分を歳出として調整したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 10番の星でございます。議案の第60号の補正予算について質問させていただきます。

ページ数は、30ページの道路新設改良費でございますけれども、この中で工事請負費が350万となっております。そして、測量設計委託料が300万、建築関係では考えられない数字なのですけれども、これは何メートルの工事になるのでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

室井一弘君。建設課長。

○建設課長（室井一弘君） それでは、ご説明します。

30ページ、道路橋梁費、道路新設改良費の委託料300万につきましては、湯野上中山線、大沢に入る道路でございますが、あそこの拡幅を図るための測量設計委託費でございます。300万円という金額はそんなに高額なものだというふうには思っておりません。下の工事請負費につきましては、この分については当初計画しておりました工事が建設物価、それから諸経費等の増額によって発注できないということでございまして、その分の増額をお願いするものでございまして、この工事請負費で湯野上中山線の入り口の拡幅をする工事費ではございません。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤一美君） 再質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 質問します。

まず、一般会計の補正関係ですが、まず28ページの保育所の雨漏りの設計委託なのですが、その辺去年の所管業務調査でもごう保育所を調査したらかなりの雨漏りだということだったのですが、当初ですと雨漏りの箇所がわからないということだったので、かなりの大きな工事になるのだろうというような想定をしていましたが、意外と小さい数字で済んだという内容、どういう雨漏りの箇所がどこで、修繕箇所がどの程度なのか、その内容的なものをちょっともう少し教えていただきたいと思ひます。

それから、あと31ページになりますが、土木費の住宅管理費の中で姫川住宅の地質調査をやるということでございますが、まず調査をやるということはあの現在の住宅を全部解体して新しく住宅をつくるというふうに解釈しているのですが、どのような基本的な構想をお持ちなのか。

それから、現在住宅建っておりますから、地質調査が必要であるのかどうか。要するに地質調査やるとすると構造的にもっと今の建物とは別な形のRCの高い建物建てるのか、そういう内容と絡んできますが、その内容を教えていただきたいと思ひます。

それから、33ページになります。災害復旧費の河川工事関係で、十文字堰、これがさきの台風で流出して取水ができないということで、写真なんかで見ました。この原因というのは、その上流にある砂防ダム、これが県でそれを開削して上流の土砂が相当流れ込んでいます。それと同時に流形、流水の流れが変わってしまった。私は、これは人災

ではないかというような感じがしますけれども、この工事前に災害やった場所と隣接したところに災害発生しているのです。ですから、工事をやるのはもちろん必要なのですけれども、今後そういう災害想定されないのか。その辺ちょっと内容をもう少し説明していただければありがたいと思います。

あと、戻りますが、30ページで土木費の道路維持費の中で公用車の修繕料で110万計上していますが、前に説明ありましたひょう害による3台の修繕費なのかどうか。また、この公用車に対して車両保険等が入っていて、その保険の充当があるのかどうか、その辺もあわせてご質問いたします。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君、答弁を求めます。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、第1点目の質問でございます。しもごう保育所の屋根の漏水箇所の調査結果についてでございますが、ことしの7月9日から18日の間で調査をいたしました。それで、調査の手順といたしまして、外部につきましては高所作業車を使いまして、屋根の仕上げ材及び防水仕上げ部の劣化状況の確認をいたしました。内部につきましては、天井面の漏水跡、雨の流れた跡から漏水の原因を調査してございます。内容につきましては、屋根仕上げ材の取り付け状況、劣化状況の確認、コンクリートの躯体のひび割れ、劣化状況の確認、シーリング材の施行状況、結果状況の確認、内といの部の排水状況と防水仕上げの劣化状況の確認をいたしました。

調査結果といたしまして、1点目は2階にあります。ランチルーム及び遊戯室の前の部屋の天井の漏水につきましては、雨漏りの大きな原因としては屋根の取り合い部と役物部との間のシーリングが切れているということが考えられる。その漏水が引き金となって天井下地材を伝わり、勾配天井の低い箇所に取り付けられた照明器具の周りの天井を漏らしたと思われる。あと、段ぶき屋根の雪どめ金具を大量につけたことによりまして、また屋根の角はぜ部の後づけの雪どめ金具の取り付けで潰されたこと、あるいはほこりや砂あるいはコケが角はぜ部にたまりやすくなりまして、長年たまったそれらが雨水の毛細現象を引き起こしまして、さらに大量の積雪による重量で、そのはぜ部を潰して毛細現象が助長したと思われるというような結果でございます。

あと、1階の階段室前の天井雨漏りにつきましては、やっぱり内とい内部の防水が劣化しまして漏水しているのではないかとということで、あそこにはコンクリートに亀裂とジャンカがあるというような調査結果でございます。2階の廊下、天窓付近の天井雨漏りにつきましては、廊下天井のトップライト部分、明かり取りでございますが、その内部の結露もしくはガラスシーリングの劣化による雨漏りが原因で、天井に雨漏りが発生しているという可能性があるということでございます。

結論といたしまして、シーリング材の劣化と不良と内とい部の防水仕上げの劣化、雪どめ金具の取り付けの不良ということが主な原因と思われるというようなことでございます。対策といたしまして雪どめ金具の清掃、高圧洗浄機によるほこりや砂、コケの除去及びはぜ部の補修、シーリング材を使った補修、内といの角部三角勾配をとりまして防水を新たに施すということで、その際の亀裂とコンクリートのジャンカがあるところ

を補修する。あとはシーリング部が全体的に劣化しているので、これを打ち直す。屋根上のPC部の目地は全面的になくすということで、これはシーリングで埋めるというような工法でございます。あと、一部玄関上のガラスちょっとひびが入っておりますので、これを取りかえる。その他、廊下、天井部の空気の循環をよくするというような調査結果でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、今ほどご質問がありました住宅費の地質調査委託について回答させていただきます。

この地質調査については、現状において大川のほうに1本大きな湧水管が出ておりまして、かなり水が出て、湿地だろうというような話がございます。このため地質調査をして、建設が可能かどうかを調査するものでございます。それから、どのようなものを建てるかということなのですが、実は今空き家として24棟あるうち10戸ほどしか使用しておりません。まず、この人たちをどこかに転居していただかなければ建設ができませんが、それ以前に公営住宅を建てる場合に国からの補助金を当てにして建てる計画でございまして、国のほうに計画を立てて補助金の採択を申請する必要があります。そのために基本構想というものが必要になってきますが、まずこの地質調査をして、あそこに建てるのが可能だといった場合に公有財産審議等で審議していただいて土地を取得し、それから基本構想、基本設計、実施設計というような形で進んでいきますので、現状においてどのような住宅を建てるかというような考えは今のところ明確にできるものはありません。

それから、30ページの公用車修繕料110万につきましては、これは私どものほうで持っている除雪車が毎年車検なのですが、ことしその車検に部品交換と想定外の経費がかかりまして、今後除雪が始まった場合に除雪作業時に発生した事故等による修繕料がなくなってしまうということで、今回ここで補正をお願いするものでございます。

それから、33ページの災害復旧費の件でございますが、今後も災害が心配されないのかということございまして、実はこの件に関しては河川を、加藤谷川を管理する南会津建設事務所のほうに私どもの産業課長が伺いまして、あそこの加藤谷川の河川管理上の問題点を指摘させていただいて、今後対策を講じていただきたい旨の申し出はしております。それ以上の件については、申しわけございませんが、この場で回答はできません。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 再質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 1つだけ。姫川住宅なのですが、あれは今賃貸でやっていると思うのですが、基本的にやる場合には用地取得ということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） そのように計画しております。

○議長（佐藤一美君） 再々質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで5番、佐藤盛雄君の質問を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 平成26年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長(佐藤一美君) 日程第11、議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議員提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員提出議案第5号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

○議長（佐藤一美君） 日程第12、議員提出議案第5号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議員提出議案第5号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

それでは、お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年第3回下郷町議会定例会を閉会いたします。（午後 2時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年9月19日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員